

第5 コミュニティセンターにおける公共施設マネジメント

I コミュニティセンター事業の概要

1 施設概要と利用状況

(1) 横須賀市のコミュニティセンターの概要

① コミュニティセンターの設置根拠及び施設の配置

市は、コミュニティセンター条例に基づき、コミュニティセンターを設置している。

○コミュニティセンター条例 (設置)

第1条 市民に自治活動の場を提供し、又、实际生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、市民の連帯、生活文化の振興及び福祉の増進を図り、もって魅力ある地域社会の形成に資するため、本市にコミュニティセンター(以下「センター」という。)を設置する。

コミュニティセンターは、2021年4月1日時点では分館も含めて計22の施設で構成されている。コミュニティセンターの具体的な位置と名称は次のとおりである。

(位置及び名称)

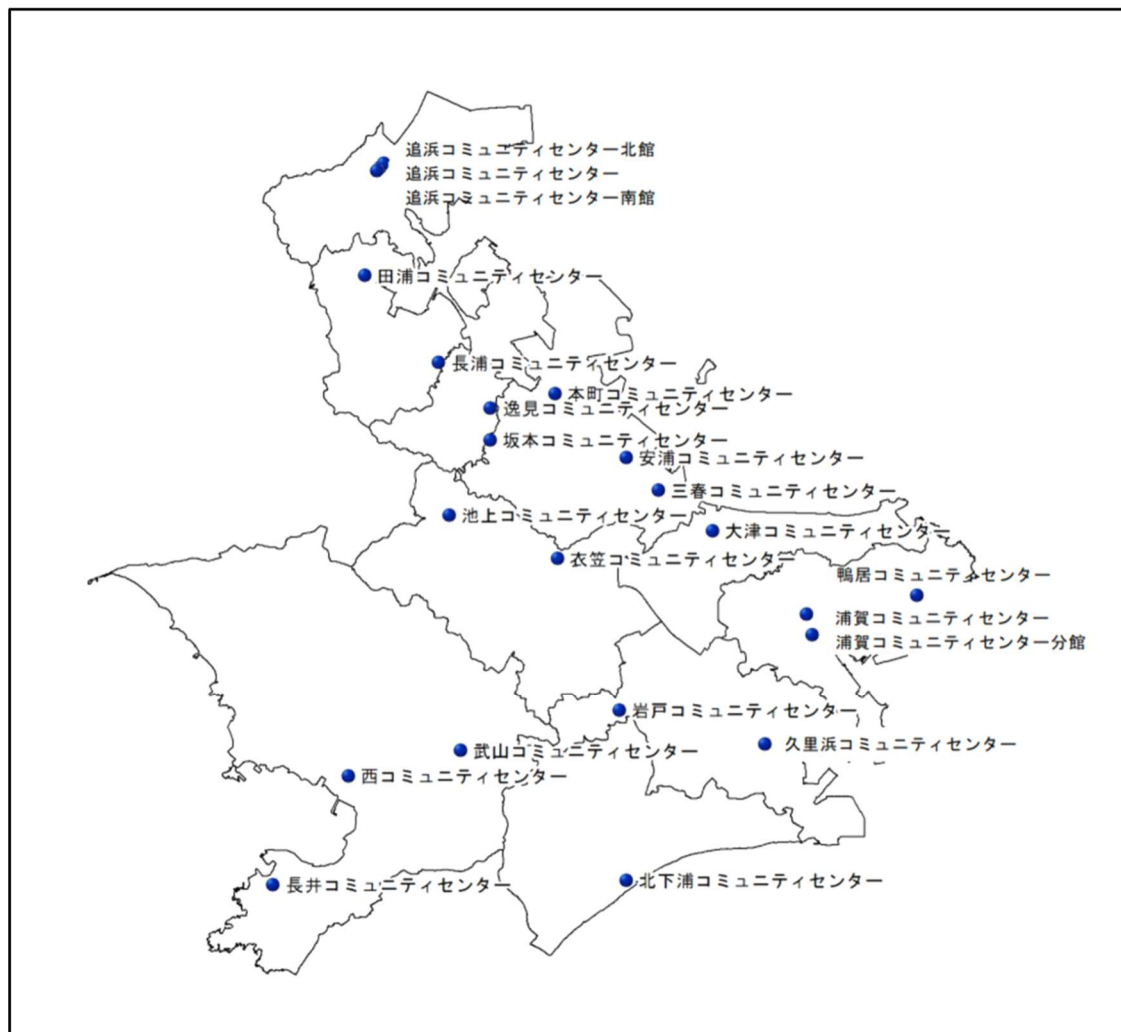
第2条 センターの位置及び名称は、次のとおりとする。

位置	名称
横須賀市夏島町9番地	追浜コミュニティセンター
横須賀市船越町6丁目77番地	田浦コミュニティセンター
横須賀市長浦町2丁目45番地	長浦コミュニティセンター
横須賀市東逸見町2丁目29番地	逸見コミュニティセンター
横須賀市坂本町2丁目26番地	坂本コミュニティセンター
横須賀市本町2丁目1番地	本町コミュニティセンター
横須賀市安浦町2丁目33番地	安浦コミュニティセンター
横須賀市三春町2丁目12番地	三春コミュニティセンター
横須賀市公郷町2丁目11番地	衣笠コミュニティセンター
横須賀市池上4丁目6番1号	池上コミュニティセンター
横須賀市大津町3丁目34番40号	大津コミュニティセンター
横須賀市浦賀5丁目1番2号	浦賀コミュニティセンター
横須賀市鴨居3丁目11番12号	鴨居コミュニティセンター
横須賀市岩戸1丁目10番18号	岩戸コミュニティセンター
横須賀市久里浜6丁目14番2号	久里浜コミュニティセンター

横須賀市長沢2丁目7番7号	北下浦コミュニティセンター
横須賀市長井5丁目16番5号	長井コミュニティセンター
横須賀市武3丁目5番1号	武山コミュニティセンター
横須賀市長坂1丁目2番2号	西コミュニティセンター

2 次の表の左欄に掲げるセンターに、同表の右欄のとおり分館を置く。

センターの名称	分館の位置及び名称	
追浜コミュニティセンター	横須賀市夏島町7番地	追浜コミュニティセンター南館
	横須賀市夏島町12番地	追浜コミュニティセンター北館
浦賀コミュニティセンター	横須賀市浦賀7丁目2番1号	浦賀コミュニティセンター分館



(図表 5 I -1-1) 横須賀市コミュニティセンター概要 (2020 年 4 月 1 日現在)

行政区と名称		建築年	面積(m ²)	徴収方法	施設	図書室
1	追浜行政センター					
1	追浜コミュニティセンター	1994	1,750.31	券売機	複合	
2	追浜コミュニティセンター南館	1973	661.67	券売機	複合	
3	追浜コミュニティセンター北館	1984	748.27	券売機	複合	
2	田浦行政センター					
4	田浦コミュニティセンター	1985	1,178.31	券売機	複合	あり
5	長浦コミュニティセンター	1994	1,417.83	券売機	単独	
3	逸見行政センター					
6	逸見コミュニティセンター	1982	765.48	レジ	複合	あり
4	本庁管内					
7	坂本コミュニティセンター	1988	1,303.00	レジ	単独	
8	本町コミュニティセンター	1993	1,028.72	券売機	複合	
9	安浦コミュニティセンター	1998	967.02	レジ	単独	
10	三春コミュニティセンター	1983	1,644.66	レジ	単独	
5	衣笠行政センター					
11	衣笠コミュニティセンター	1972	2,050.40	券売機	複合	あり
12	池上コミュニティセンター	2004	1,774.42	券売機	複合	あり
6	大津行政センター					
13	大津コミュニティセンター	2016	2,559.99	券売機	複合	あり
7	浦賀行政センター					
14	浦賀コミュニティセンター	1978	1,812.31	券売機	複合	あり
15	浦賀コミュニティセンター分館	1982	504.23	手提げ金庫	複合	
16	鴨居コミュニティセンター	2003	1,382.49	券売機	単独	
8	久里浜行政センター					
17	岩戸コミュニティセンター	1990	998.02	レジ	単独	
18	久里浜コミュニティセンター	1976	1,136.33	券売機	複合	
9	北下浦行政センター					
19	北下浦コミュニティセンター	1985	2,149.73	券売機	複合	あり
10	西行政センター					
20	長井コミュニティセンター	1971	628.64	手提げ金庫	単独	あり
21	武山コミュニティセンター	2001	1,549.92	レジ	複合	あり
22	西コミュニティセンター	1985	2,945.14	券売機	複合	あり

(出典：建築年と施設面積は「施設カルテ」、その他は市提供資料を基に監査人作成)

② コミュニティセンターの事業

市は、従来「公民館」と「地域自治活動センター」として別々に運営してきた施設を 2008 年 4 月にコミュニティセンターとして一元化した。

コミュニティセンターは、地域活動や文化活動、スポーツ活動など市民の自主活動の場である。また、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の社会教育事業¹²も行っている。その他、市主催の各種事業、投票所など様々な事業の実施場所ともなっている。

さらに、風水害避難所、地域医療救護所などに指定され、災害時の拠点となる役割も担っている。

コミュニティセンターの法的な位置づけとしては、社会教育法上の社会教育施設である「公民館」ではなく、市長部局としての、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設である「公の施設」である。

○コミュニティセンター条例

(事業)

第 3 条 センターにおいては、次に掲げる事業を行う。

- (1) センターを自治活動及び生涯学習の利用に供する事業
- (2) 定期講座、講習会、講演会等を開催する事業
- (3) 自治活動及び生涯学習に関する情報の収集及び提供に関する事業
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、第 1 条の目的を達成するために必要な事業

社会教育事業を行うことについては、「教育委員会の権限に属する事務の一部を市民部長に委任する規則」によって、教育委員会から市民部に委任されている。

○教育委員会の権限に属する事務の一部を市民部長に委任する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、教育委員会の権限に属する社会教育に関する事務の市民部長への委任に関し必要な事項を定めるものとする。

(委任事項)

第 2 条 教育委員会は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条の 7 の規定に基づき、その権限に属する社会教育に関する事務のうち、次に掲げる事務を市民部長に委任する。

- (1) コミュニティセンター条例(平成 19 年横須賀市条例第 58 号)第 2 条に規定するセンターを生涯学習の利用に供すること。
- (2) 定期講座、講習会、講演会等を開催すること(教育委員会が行うものを除く。)
- (3) 生涯学習に関する情報の収集及び提供を行うこと(教育委員会が行うものを除く。)

¹² 社会教育法第 2 条によれば、「社会教育」とは、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動(体育及びレクリエーションの活動を含む。)をいう。

(4) 図書館条例施行規則(昭和 49 年横須賀市教育委員会規則第 6 号)第 7 条第 1 項に規定する配本所(コミュニティセンターに設置するものに限る。)に係ること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、生活文化の振興、福祉の増進に寄与すること。



(避難所として開設される鴨居コミュニティセンター：市 HP より)

③ コミュニティセンターの利用対象者

コミュニティセンターを利用できるのは原則として市に在住又は在勤・在学の団体に限られており、現状では個人の利用はできない。

○コミュニティセンター条例

(団体の使用)

第 5 条 センター(別表第 1 に掲げる施設を除く。)を使用できるものは、次に掲げる要件のいずれにも該当する団体とする。

(1) 団体の代表者が次のいずれかの要件に該当する者で満 15 歳以上のもの(中学校、義務教育学校の後期課程又は中等教育学校の前期課程の生徒を除く。)であること。

ア 本市の区域内に住所を有する者

イ 本市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者

ウ 本市の区域内に存する学校に在学する者

(2) 団体の構成員が 3 人以上であること。

(3) 団体の構成員の過半数の者が第 1 号列記事項に掲げる要件のいずれかに該当すること。

(2) コミュニティセンターの利用状況

(図表 5 I -1-2) 各年度別コミュニティセンター別 開館日数と利用者数

所管行政区と センター名称		2018年度		2019年度		2020年度	
		日	人	日	人	日	人
1	追浜行政センター						
	1 追浜	353	76,783	352	63,063	210	20,293
	2 追浜南館	353	41,272	351	32,677	211	11,491
	3 追浜北館	358	45,080	358	32,655	206	8,357
2	田浦行政センター						
	4 田浦	349	64,174	349	65,999	209	18,840
	5 長浦	359	63,506	358	62,013	209	18,461
3	逸見行政センター						
	6 逸見	356	34,571	360	29,735	217	8,536
4	本庁管内						
	7 坂本	359	23,293	359	19,831	214	8,036
	8 本町	358	88,121	358	76,538	213	27,436
	9 安浦	359	37,355	359	32,672	214	13,563
	10 三春	359	38,742	359	35,955	214	18,667
5	衣笠行政センター						
	11 衣笠	347	114,819	350	102,489	204	25,911
	12 池上	358	48,327	359	61,209	214	20,408
6	大津行政センター						
	13 大津	358	104,596	359	100,869	213	45,823
7	浦賀行政センター						
	14 浦賀	353	64,981	358	58,405	221	19,511
	15 浦賀分館	359	13,851	359	11,202	214	9,670
	16 鴨居	359	60,872	360	54,560	221	20,127
8	久里浜行政センター						
	17 岩戸	359	40,171	359	37,365	216	16,317
	18 久里浜	354	76,067	353	72,355	211	19,538
9	北下浦行政センター						
	19 北下浦	359	118,223	360	108,533	214	30,770
10	西行政センター						
	20 長井	358	13,012	358	11,463	214	3,153
	21 武山	358	70,090	354	64,073	214	20,392
	22 西	350	73,388	349	57,784	209	17,402
	合計	7,835	1,311,314	7,841	1,191,445	4,682	402,702

(出典：事務概要、コミュニティセンター事業実績より監査人作成)

(図表 5 I -1-3) 各年度別コミュニティセンター全体の利用率

所管行政区とセンター名称		2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
1	追浜行政センター				
	1 追浜	53.9	59.9	55.9	32.6
	2 追浜南館	54.9	52.3	47.2	23.3
	3 追浜北館	93.0	92.7	90.4	64.7
2	田浦行政センター				
	4 田浦	56.8	66.1	66.1	31.9
	5 長浦	43.2	50.9	50.9	27.8
3	逸見行政センター				
	6 逸見	60.0	65.0	45.0	28.3
4	本庁管内				
	7 坂本	23.0	18.2	18.4	12.4
	8 本町	74.6	74.1	73.8	43.5
	9 安浦	68.2	66.3	66.8	38.2
	10 三春	71.0	71.9	72.9	48.6
5	衣笠行政センター				
	11 衣笠	52.1	47.9	47.9	27.4
	12 池上	53.9	51.7	51.5	36.3
6	大津行政センター				
	13 大津	73.0	74.9	71.8	38.46
7	浦賀行政センター				
	14 浦賀	49.3	49.7	51.3	33.0
	15 浦賀分館	40.1	40.0	26.3	44.5
	16 鴨居	42.6	39.8	39.0	21.2
8	久里浜行政センター				
	17 岩戸	66.0	63.9	62.1	34.4
	18 久里浜	66.7	68.2	65.1	42.3
9	北下浦行政センター				
	19 北下浦	57.0	53.6	50.9	30.0
10	西行政センター				
	20 長井	15.8	15.1	14.1	7.0
	21 武山	44.8	43.1	43.3	23.2
	22 西	47.0	49.2	41.1	21.7
	全コミュニティセンター平均	52.4	52.1	49.6	30.0

(出典：2017～2019年度の利用率は、横須賀市 HP「施設カルテ」、2020年度は市提供資料に基づき監査人作成)

利用率(%) = 実利用コマ(時間)数 / 総利用可能コマ(時間)数 で計算

(図表 5 I -1-2) によれば、2020 年度は新型コロナウイルス感染症の影響により開館日数は例年の約 6 割、利用者数は約 3 割に減少している。施設の立地条件等により、施設全体として、利用率が高い施設がある一方で、利用率が低い施設もある。新型コロナウイルス感染症の影響を受けている 2020 年度を除いて考えると、本町、安浦、三春、大津、久里浜のコミュニティセンターは全館としての利用率は約 7 割であるのに対し、坂本、長井のコミュニティセンターは利用率は約 2 割に満たない(追浜北館は集会室のみなので利用率約 9 割)。2020 年度は新型コロナウイルス感染症の影響で、主な利用者である高齢者が外出を控えたこともあり、全体的な利用率はさらに低くなっている。

2 運営体制

(1) 運営主体

2008 年度から、公民館と地域自治活動センターをコミュニティセンターとして一元化し、各行政センター及び地域コミュニティ支援課(当時の市民生活課)が管理運営することとした。他市町村では指定管理で運営するところもあるが、横須賀市では直営である。各行政センター、地域コミュニティ支援課はいずれも市民部に所属している。コミュニティセンター全体の連絡・調整は地域コミュニティ支援課が行っている。

市民部	市民生活課	消費生活センター <市民活動サポートセンター 同分館(追浜・久里浜)>
	地域コミュニティ支援課	<コミュニティセンター(坂本・本町・安浦・三春)>
	人権・男女共同参画課	<デュオよこすか>
	危機管理課	
	地域安全課	
	窓口サービス課	市民サービスセンター(中央店)
	追浜行政センター	追浜行政センター分館 市民サービスセンター(追浜店) <コミュニティセンター(追浜・分館(北館・南館))>
	田浦行政センター	<コミュニティセンター(田浦・長浦)>
	逸見行政センター	<コミュニティセンター(逸見)>
	衣笠行政センター	<コミュニティセンター(衣笠・池上)>
	大津行政センター	<コミュニティセンター(大津)>
	浦賀行政センター	<コミュニティセンター(浦賀・分館・鴨居)>
	久里浜行政センター	市民サービスセンター(久里浜店) <コミュニティセンター(久里浜・岩戸)>
	北下浦行政センター	長岡記念館 <コミュニティセンター(北下浦)>
	西行政センター	<コミュニティセンター(西・武山・長井)>

(出典：横須賀市機構図 2020 年 4 月 1 日現在より抜粋)

コミュニティセンターは行政センターや総合福祉会館、老人福祉センターなどの市の他施設に併設しているものと、コミュニティセンター単独で存在しているものがある。各コミュニティセンターには市の常勤職員はいないものの、下記条例で定める常駐する職員を主任指導員、指導員、主任管理人、事務員等の会計年度任用職員(2019 年度以前は非常勤職員)で運営管理を行っている。

○コミュニティセンター条例
 (館長等)
 第4条 センターに次の職員を置く。
 (1) 館長
 (2) その他必要な職員

(2) コミュニティセンターの利用方法

利用者は市の「公共施設予約システム」から予約を申し込み、当日施設にて使用料を支払う。当初は全てのコミュニティセンターに券売機を導入予定だったが、予算の都合で約7割の施設で券売機を設置し、比較的利用者数の少ないところは職員がレジ・金庫で現金を授受している。

(図表 5 I -2 -1) 横須賀市公共予約システムと券売機 (イメージ)

システム操作方法

横須賀市 公共施設予約システム 公共施設予約へようこそ

読上げブラウザ用画面にする
 ログインする
 メッセージ (通知)

《 お知らせ 》

・ **【10月1日からの施設利用について】**

10月1日からの施設利用は、以下の市HPに記載のとおりです。
 詳しくは、[市HP](#)をご覧ください。

・ **【従来施設窓口で手続きが必要であった手続きの一部が電子申請で行えるようになりました】**

県共同の電子申請システム (e-kanagawa電子申請) を利用して、公共施設予約システムの各種申請の手続きができるようになりました。
 電子申請システムでは、利用者登録、登録更新、登録変更、登録廃止の申請を行うことができます。

※予約の申込、使用許可申請、使用料の支払いの手続き

空き状況の照会や予約をしたい施設を選んでください。
 予約取消、抽選結果確認、ゲスト登録を行いたい方や、利用施設を施設の種類や使用目的で探したい方は、「公共施設予約メニュー」を選んでください。

- 公共施設予約メニュー
- コミュニティセンター
- 生涯学習センター (まなびかん)
- 体育会館
- 運動公園
- 総合福祉会館 (4階・5階・7階)
- 産業交流プラザ：先着予約のみ
- ヴェルクよこすか：先着予約のみ
- ゲスト登録の方が申込める施設

色・文字サイズ変更 終了



(参考)
専用架台に乗せた場合のイメージ

3 事業予算及び決算の概要

(図表 5 I -3-1) コミュニティセンターの歳入歳出予算決算の状況 (単位：千円)

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
歳入¹³					
1 使用料¹⁴					
(予)	—	—	—	—	39,359
(決)	—	—	—	—	31,027
2 事業費公債	18,400	20,200	9,400	92,000	120,600
(予)					
(決)	13,800	18,200	8,300	71,300	101,500
歳出					
1 給与費	62,860	63,938	63,782	64,371	204,908
(予)					
(決)	60,856	62,983	62,883	63,461	191,102
非常勤職員報酬	55,477	55,770	55,713	56,124	—
社会保険料	5,379	7,213	7,171	7,337	—
会計年度任用職員 ¹⁵	—	—	—	—	191,102
2 運営管理費	256,744	242,341	248,237	331,677	149,614
(予)					
(決)	226,530	222,649	237,961	306,356	123,870

¹³ コミュニティセンターに係る歳入は他にも貸地料、貸家料、雑入などがあるが、決算書では他の部門との合計になっているところもあり、コミュニティセンターに係る分だけを拾うことができないため、明らかな項目のみ記載している。

¹⁴ 2020年7月より使用料を利用者から徴収することにした。新型コロナウイルス感染症対策として1月12日～3月7日までの約2か月間休館していた。そのため使用料は約7か月分である。

¹⁵ 地方公務員法の改正により、これまでの非常勤職員（一部の特別職の非常勤職員を除く）及び臨時職員は、2020年度以降「会計年度任用職員」として任用されることになった。会計年度任用職員は、給与費に含まれるため、これまで運営管理費に入っていた分がこちらに配分されている。

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
3 営繕工事費	13,474	20,532	9,026	84,223	141,361
(予)					
(決)	8,779	18,371	6,944	66,225	101,065
歳出合計 (予)	333,078	326,811	321,045	480,271	495,883
(決)	296,164	304,003	307,789	436,042	416,037

(出典：市民部作成の年度別「歳入歳出決算説明資料」より監査人作成)

(予)：予算現額、(決)：決算額

(図表 5 I -3-2) コミュニティセンターごとの歳出決算の内訳 (単位：千円)

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
2 運営管理費	226,530	222,649	237,961	306,356	123,870
コミュニティセンター管理費 ※1	1,422	2,155	2,508	32,443	20,000
追浜	4,551	4,575	4,719	6,072	3,068
田浦	7,707	8,079	8,296	10,028	2,349
長浦	9,501	9,756	11,798	11,444	7,186
逸見	7,659	7,797	7,891	8,701	1,356
坂本	9,464	8,894	11,857	12,585	6,554
本町	4,720	4,778	5,904	5,590	638
安浦	10,401	9,213	9,799	12,331	5,758
三春	13,981	11,401	12,637	14,531	9,726
衣笠	8,935	9,232	9,376	9,958	1,560
池上	30,308	28,326	29,898	33,293	19,348
大津	8,752	8,790	8,907	9,344	1,338
浦賀	7,790	8,231	8,023	8,826	1,455
鴨居	13,475	13,416	14,270	19,352	8,119
久里浜	4,616	4,788	4,981	5,162	1,773
岩戸	9,620	9,473	11,231	10,476	5,184
北下浦	12,346	12,391	11,235	17,908	1,881
西	9,307	10,026	9,772	15,104	1,929
武山	21,350	23,234	26,457	31,439	13,828
長井	8,660	9,009	9,384	9,810	5,624
追浜南北	4,670	4,733	5,295	5,717	721
浦賀分館	17,295	14,352	13,724	16,241	4,472
3 営繕工事費	8,778	18,371	6,944	66,225	101,065
長浦		18,371			
坂本					7,638
安浦	7,441		5,953	15,387	
池上				11,841	
浦賀			991	38,997	
久里浜					8,098
岩戸	1,337			※2	12,435
武山				※2	72,894

- ※1 2019年度にコミュニティセンター管理費が急増しているのは、2020年度からの使用料徴収に向けて老朽化した椅子、テーブルなどの備品を更新し環境整備したための、備品購入費の増加によるもの（備品購入費 2019年度 29,872千円、2020年度 17,442千円）である。
- ※2 営繕工事費の 2020年度の岩戸コミュニティセンター12,435千円は空調設備新設工事、武山コミュニティセンター72,894千円は空調設備大規模リニューアル工事によるものである。

II 監査実施手続

着眼点	監査手続
①コミュニティセンターに係る事業の必要性や事業規模の適切性が確保されているか。	①事業の必要性及び事業規模の適切性について、所管課への質問及び資料閲覧を実施した。 ②コミュニティセンターの機能や利用・稼働状況を確認し、他の施設との重複等について検討を行った。
②FM 戦略プランのとおり施設マネジメントが執り行われているか。	①コミュニティセンターに関するファシリティマネジメントの観点から所管課への質問及び資料閲覧を実施した。 ②議会公表資料を閲覧した。
③コミュニティセンターの施設運営が適切に行われているか。	①施設運営が適切に行われているかどうかを把握するため、現場視察を実施した。 ②質問及び資料閲覧し運営体制を確認した。 ③施設管理に際して年2回の自主点検が適切に行われているかどうかを確認するため、公共施設保全システムのデータを確認した。 ④施設の維持管理費等及びサービス利用に関する施設カルテへの入力状況を確認した。 ⑤コミュニティセンターの使用料の徴収事務が適切に行われているか確認した。 ⑥施設使用料の設定等についてヒアリングを実施した。 ⑦固定資産台帳を閲覧し、台帳登録の正確性を確認した。

Ⅲ 施設使用料の設定と債権管理

1 施設使用料の新規設定

コミュニティセンターの利用については、以前は無料であったが、「公の施設の使用料に関する基本方針」（2019年7月）に基づいて使用料を設定し、2020年6月使用分（4月抽選受付開始分）より使用料を利用者に負担してもらうことになった。

○公の施設の使用料に関する基本方針

（1）使用料算定の基本的な考え方

施設に係る経費には、「建設時及び大規模改修に係る経費」、「災害等により臨時的に係る経費」、「運営に係る経費」があります。

使用料の算定にあたっては、これらの経費のうち、運営に係る経費から催しの実施等の通常の施設利用以外の「その他事業に係る経費」を除いた部分（以下、「対象原価」という。）について利用者に負担いただくことを原則とします。

また、公費負担と利用者負担の割合を適正なものとするため、施設ごとの設置目的等に応じた「施設の性質別負担割合」を乗じて算出します。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のために緊急事態宣言が発令されたことに伴い、6月は施設を閉館したため、実際には2020年7月使用分から使用料を徴収した。

利用料の徴収とあわせて、利用者が希望する時間だけ借りられるよう、これまでの区分貸し（1コマ3時間）から時間貸し（1時間単位）に利用時間の区分を変更した。

市は2020年6月からの運用に先立ち、2020年2月から3月の間に計11回にわたり利用者説明会を開催し、新しい使用料について説明を行い理解を求めた。

コミュニティセンター条例において、利用料は施設ごと、部屋の種類や広さごとに事前に決められている。

○コミュニティセンター条例

（使用料）

第9条 センターの使用については、使用の許可を受けたもの（以下「使用者」という。）から別表第2に定める使用料を徴収する。

2 使用料は、市長が特別の理由があると認めるもののほか、前納しなければならない。

3 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

（1）使用料徴収の目的

市がコミュニティセンターの使用料を新たに設定した目的は、利用者に経費の一部を負担してもらい、将来に渡って施設の安定的な運営を目指すためである。

（2）使用料の算定方法について

使用料案の算定にあたっては、2019年7月に策定された「公の施設の使用料に

関する基本方針」に基づき、各施設の対象原価を施設の延床面積と年間利用時間で割ることにより、1㎡当たりの時間単価を算出し、部屋ごとの金額は使用する面積に応じた額とした上で「社会教育施設」としての性質を考慮し、使用料で負担してもらう割合を75%とした。

その上で、近隣自治体の使用料や同種・類似のサービスを提供する施設の使用料との調整を行い決定した。

より具体的には、対象原価としては人件費と需用費、委託料などの直接的経費の過去3年間の平均値を施設の面積、開館時間数で割った1㎡当たりの時間単価を計算し、それにコミュニティセンターの社会教育施設としての性質から負担割合を全額ではなく75%と減額して基準単価を求め、それに各部屋の面積をかけて、各部屋別のコストを計算している。

行政サービスの水準としては近隣比較を基準とすべきとの考えから、その部屋別のコストを体育館や会議室などの種類別に近隣自治体（県内8市）と比較し、その後面積別、冷房施設のありなしにより単価を決定した。

(図表 5Ⅲ-1-1) 貸出施設の使用料

貸出施設	面積区分等		基準単価×面積 (1時間あたり) 試算値	使用料案 (1時間あたり)
集会室	301㎡未満	空調あり	1,500円	600円
集会室兼体育室	301㎡以上	空調あり	2,590円	900円
体育館・室、ホール		空調なし		
学習室 会議室 和室	31㎡未満		220円	100円
	31㎡以上 61㎡未満		350円	200円
	61㎡以上 91㎡未満		420円	300円
	91㎡以上 121㎡未満		680円	400円
	121㎡以上		1,070円	500円
調理室	なし		520円	300円
美術工芸室	なし		540円	300円
音楽室	なし		510円	300円

(出典：◎コミュニティセンターの使用料の設定について)

意見 95 「使用料の受益者負担割合の考え方」

コミュニティセンターは住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための公の施設であり、営利目的ではない。しかし、2020年度において、使用料収入総額 31,027 千円を、使用料で回収すべきと定めたフルコストではない直接経費部分の人件費 191,102 千円と運営管理費 123,870 千円の合計 (314,972 千円) で割ると、9.85%しか回収できていない。

行政サービスの水準の基準として県内近隣市8つと比較するという方針では、1割程度しか直接経費を回収できていない。2020年度は新型コロナウイルス感染症の影響や使用料導入初年度ということもあるかもしれないが、人口減や高齢化により財政が今後さらに厳しくなることを考えると市としてフルコストに対しての受益者負担の在り方を再検討し、将来的には値上げを検討することが望まれる。

(3) 使用料の免除について

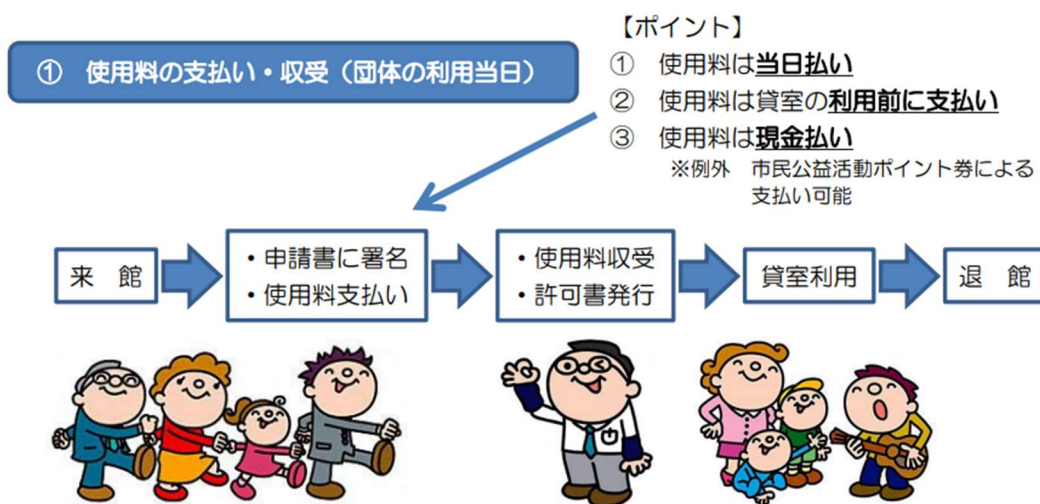
次のいずれかの場合に使用料を減免する。

- ① 市が主催又は共催する事業のために利用する場合
- ② 国又は地方公共団体が主催する事業のために利用する場合
- ③ 市内の公益的かつ広域的な活動を行う地域活動団体が、その目的のために使用する場合

(4) 施設使用料の徴収方法

施設使用料については、利用当日の使用直前に、現場において原則として現金で徴収している。使用料の支払い・収受と管理の大まかな流れは、券売機・レジ等方法を問わず以下のとおりである。

(図表 5Ⅲ-1-2) 使用料の支払い・収受と管理の大まかな流れ



② 使用料の管理



※1 日計：毎日の売上げの集計

※2 週計：1週間の売上げの集計（精算）

（出典：コミュニティセンターのマニュアル）

意見 96 「使用料の徴収方法の券売機方式への統一」

2020 年度より利用者から使用料を徴収することとしたが、徴収方法は①券売機②レジ③手提げ金庫の 3 つに分かれている。予算の都合で全部の施設ではなくて約 7 割の施設に券売機が導入されているが、現金管理に関する内部統制の観点からは将来的には残りの施設も券売機を導入することが望まれる。

また、現在は徴収方法に応じてマニュアルが 3 種類になっているが、徴収方法以外は共通なので、券売機に統一することによりマニュアルも 1 種類のみになり、事務の簡潔化に資することとなる。

なお、券売機の導入コストは、リース方式により 1 台月額 16,000 円程度（60 か月リース）である。財源が豊かであれば券売機を全て一括購入できただろうが、現在は支出の平準化のために購入ではなくリース方式を採用している。

2 債権管理状況

使用前に使用料を現場で徴収しているため、債権は発生しない。

IV 財産管理（固定資産管理）と保全計画

1 現地視察

ファシリティマネジメントの観点から、横須賀市公共施設白書で利用率が低いと言及された施設や、公共施設保全計画で「D」が付いている施設を対象に8月3日に視察した。また別途、利用率が著しく低い長井も状況理解のため9月23日に追加視察した。

視察コミュニティセンター：

追浜（南北館含む）、三春、浦賀（分館含む）、岩戸、北下浦、坂本、長井



（坂本：施設カルテより）



（北下浦：施設カルテより）



（岩戸：施設カルテより）



（長井：監査人撮影）

視察した各コミュニティセンターの廊下に掲示されている「本日の予約状況表」を見ると予約欄が埋まっていない部屋が多く概して低稼働率である。

この日だけかもしれないが、運動や講演のできる特定の部屋（集会室・体育室）の利用率だけが大きく、他の部屋は概して空いている状況である。

公共交通機関から離れている場所や道が狭く車も通りにくい場所など立地的に利用者増に向けて難しいところもあった。また、駐車場の広さによっても利用率に差がある。

2 コミュニティセンターの耐震性

1981年より前の旧耐震基準で建てられた建物（追浜南館、逸見、衣笠、浦賀、久里浜、長井）については、施設カルテによれば全て耐震工事が完了しており、耐震の点では問題は解決している。

3 コミュニティセンターの修繕の実施計画・手続

コミュニティセンターを所管する地域コミュニティ支援課としては長期・単年度の修繕計画は作成していないが、「横須賀市公共施設保全計画」に記載の「公共施設点検マニュアル」に従って実施する年2回以上の定期点検は地域コミュニティ支援課、各行政センターがマニュアルに沿って、点検を行いチェックシートを記載している。その結果に基づいて、予算策定の際にFM推進課が建築・建築設備の工事個所の推薦を行って、予算が付けば工事が実施される。

4 公共施設保全システム・施設カルテ

1年に1回決算後に財務部FM推進課からの依頼により所管課が公共施設保全システムに必要なデータの提供を行っている。コミュニティセンターの所管部署である地域コミュニティ支援課・各行政センターとしては現状では公共施設保全システムや施設カルテを利用していない。公共施設保全システムには、部屋別の利用率を算定したデータを入れる項目もあり、ここを全庁的に利用すれば、類似施設の比較が容易になる（第3V意見8～12参照）。

5 地方公会計と固定資産台帳

1年に1回決算後に財務部財務管理課からの依頼により所管課がデータの提供を行っている。地域コミュニティ支援課・各行政センターとしては現状では固定資産台帳を利用していない。

施設の減価償却費を含めたフルコストにより施設別行政コスト計算書を作成し、利用者状況も加味したコミュニティセンター運営の効率性を把握し、対策を考えるなどの使い道がある。

(1) 行政コスト計算書

行政コスト計算書とは、民間企業でいうところの「損益計算書」にあたるもので、当該会計年度の行政活動による発生コストと市民の受益者負担などとの関係を示す財務書類である。行政コスト計算書は、費用対効果の観点から、事業の経済性や効率性を判断する重要な情報になる。詳しくは第3 VI参照。

【様式第2号】	
行政コスト計算書	
自 平成 年 月 日	
至 平成 年 月 日	
(単位:)	
科目	金額
経常費用 業務費用 人件費 職員給与費 賞与等引当金繰入額 退職手当引当金繰入額 その他 物件費等 物件費 維持補修費 減価償却費 その他 その他の業務費用 支払利息 徴収不能引当金繰入額 その他 移転費用 補助金等 社会保障給付 他会計への繰出金 その他 経常収益 使用料及び手数料 その他	
純経常行政コスト	
臨時損失 災害復旧事業費 資産除売却損 投資損失引当金繰入額 損失補償等引当金繰入額 その他 臨時利益 資産売却益 その他	
純行政コスト	

(出典：統一的な基準による地方公会計マニュアル)

行政コスト計算書での基本的な発生コスト（費用）については、建設費などの資産の増加に係る支出はコストから除外しているが、土地など物質的に損耗しない資産を除き、建物や構造物などは時間の経過や利用に伴って損耗するので、この損耗額にあたる「減価償却費」はコストとして計上する。そしてこの減価償却費を計算し、把握するために固定資産台帳が必要になる。

なお、減価償却費の計算にあたり、耐用年数については、地方公会計の固定資産台帳では、「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」に従い、原則として「耐用年数省令」（例：庁舎用建物／鉄骨鉄筋コンクリートの場合 50 年）によることとされているが、施設別行政コスト計算書の試算にあたっては、施設の長寿命化対策等の状況も踏まえ、市の公共施設保全計画における「目標耐用年数」（建物：70 年）を利用することも考えられる（以下の試算では、地方公会計の固定資産台帳における減価償却費を利用している）。

（2）単独コミュニティセンターの施設別行政コスト計算書の試算

本来は全てのコミュニティセンターを対象として施設別行政コスト計算書を作成すべきであるが、行政センター等の市の他の所管施設に併設されているコミュニティセンターでは、清掃や警備の業務委託料は、行政センター等でまとめて支払っており、コミュニティセンターとしての支出負担がない場合がある。また建物の減価償却費も行政センター等でまとめて計上している。そのため施設カルテを作成する場合には FM 推進課で施設面積に応じて経費を按分して記載している。

今回の試算も 2020 年度の施設カルテデータを利用できると全てのコミュニティセンターについて施設別行政コスト計算書を作成できたが、2020 年度分のデータはまだ集計されていないとのことであったので、11 の単独コミュニティセンターのみで試算比較してみることにした。全てのコミュニティセンターで比較すると費用負担のない併設コミュニティセンターは利用者一人あたりコストが少なくなるので、正確な比較はできないからである。

(3) 試算結果

(図表 5IV-5-1) 2020 年度 単独コミュニティセンター 行政コスト計算書

項目/センター	長浦	坂本	安浦	三春	池上	鴨居
行政コスト (千円)	23,827	18,939	18,120	21,732	46,102	16,453
(1)人件費	5,115	5,228	5,275	5,878	6,785	8,331
(2)運営費	7,186	6,554	5,758	9,726	19,348	8,119
(3)減価償却費	11,526	7,157	7,087	6,128	19,968	3
収入 (千円)	1,810	1,068	1,356	2,446	6,389	1,927
(1)使用料	1,755	1,068	1,323	1,473	1,864	1,853
(2)雑入	55	0	33	972	4,525	74
純行政コスト (千円)	22,017	17,871	16,764	19,287	39,713	14,526
利用者数 (人)	18,461	8,036	13,563	18,667	20,408	20,127
利用者 1 人当たりコスト (円)	1,193	2,224	1,236	1,033	1,946	722
利用率 (%)	27.81	12.35	38.15	48.59	36.32	21.20

項目/センター	岩戸	武山	長井	追浜 南北館	浦賀 分館	合計
行政コスト (千円)	11,155	34,952	13,165	6,957	14,526	225,927
(1)人件費	5,439	10,983	5,277	3,542	8,238	70,092
(2)運営費	5,184	13,828	5,624	721	4,472	86,521
(3)減価償却費	531	10,141	2,263	2,694	1,815	69,314
収入 (千円)	1,316	988	126	1,819	275	19,520
(1)使用料	1,262	920	71	1,819	188	13,597
(2)雑入	54	68	54	0	87	5,923
純行政コスト (千円)	9,839	33,964	13,039	5,138	14,251	206,407
利用者数 (人)	16,317	20,392	3,153	19,848	9,670	168,642
利用者 1 人当たりコスト (円)	603	1,666	4,136	259	1,474	1,224
利用率 (%)	34.44	23.20	6.98	44.00	44.49	-

(注 1) 利用者数は市作成の事務概要より、施設面積は施設カルテより、その他のデータは市から入手資料をもとに監査人が作成。

(注 2) 武山の人件費が多額なのは図書室があるためである。長井は図書室はあるが事務室の職員が兼務しており、図書室の人件費がほぼゼロであるため。その他のコミュニティセンターには図書室はない。

利用者一人当たりコストについて、11 の単独コミュニティセンターの平均 1,224 円であることと比べて、坂本が 2,224 円と平均の約 1.8 倍、長井が 4,136 円と平均の約 3.8 倍になっている。これら 2 つは利用率が長年低迷しているコミュニティセンターである。

池上については平均の約 1.6 倍となっているが、これは利用者が少ないわけではなく市民プラザが 2004 年建築と比較的新しくそのため減価償却費が相対的に大きいためである。

意見 97 「施設別行政コスト計算書における利用者一人当たりコストの多寡」

施設別行政コスト計算書で利用者一人当たりコストを計算して比較したところ、コミュニティセンター全体の平均 1,224 円と比べて、坂本が 2,224 円と平均の約 1.8 倍、長井が 4,136 円と平均の約 3.8 倍になっている。これらのコミュニティセンターは施設全体の利用率も極めて低いことから、このままの機能で施設を存続することには疑問が残ると言わざるを得ない。

実際にはコスト情報及び利用状況だけでは決められないが、施設の統廃合の議論の判断材料として活用されたい。

意見 98 「決算データの施設別把握」

コミュニティセンターに係る歳入は、使用料のほかにも貸地料、貸家料、雑入などがあるが、決算書では他の部門との合計になっているところもあり、コミュニティセンターに係る分だけを把握することができない。

また、歳出についてはコミュニティセンター別に把握されているものもあるが、行政センター等に併設されているコミュニティセンターでは、委託料などの支出が行政センター等に一括で計上されており、経費負担がない状態になっている。これは現状の歳入歳出による決算データが予算管理目的に沿った区分けになっているためである。

これまでは施設別行政コスト計算書を作成するなどの必要性がなかったためであるが、今後はファシリティマネジメントの観点から施設カルテのデータ等を活用し、施設別にデータを把握し、施設別行政コスト計算作成に役立てることが望ましいと考える。

V FM 戦略プランの策定と進捗状況

1 FM 戦略プランにおけるコミュニティセンターの位置付け

コミュニティセンターは、「FM 戦略プラン」の中では、概ね各行政センター管区又はそれよりも小さいエリアを単位に設置された中エリア施設である。中エリア施設は、それぞれが地域コミュニティの活性化につながる施設である。

(図表 5V-1-1) コミュニティセンターのカテゴリーと主な機能

施設カテゴリー 名称	公共施設の機能	機能別の将来像
社会の場	貸室(集会・イベント、会議・サークル、軽運動等)	貸室機能については、ニーズに応じた多様な使い方に 対応できる施設仕様としま す。 生涯学習機能については維 持します。
文化・学びの場	貸室、生涯学習(学習・講座 等)	
スポーツの場	貸室(軽運動等)	スポーツを通じで、健康の 維持・増進を図ります。

(出典：FM 戦略プランの内容を監査人が加工)

FM 戦略プランでは、コミュニティセンターの統廃合の記載はなく現状の機能を維持する方向である。コミュニティセンターは廃止予定の青少年の家や老人福祉センターの受け皿となることが予定されている。

2 施設規模の適正化に向けた現状の動き

2021 年 9 月定例議会において、追浜コミュニティセンター南館の老朽化が進んだため 2021 年度末に廃止になることが決定した。市の方針としては廃止する場合の施設は原則売却予定である。

それ以外のコミュニティセンターについて決定したものはないが利用率や老朽化に応じて他の行政施設との複合化や廃止も視野に入れて検討中である。

3 利用率向上のための取り組み

(図表 5I-1-3) によると、新型コロナウイルス感染症が拡大する前でもコミュニティセンター全体での利用率は 50%程度で、さらに部屋別の利用率にはかなりのバラツキがある。また一つのコミュニティセンター施設内においても体育館や集会室など比較的広い施設は利用率が高く、学習室、和室などは利用率が低い傾向があり、同じコミュニティセンターであっても部屋ごとの利用率はかなり異なっている。

(図表 5V-3-1) 2020 年度 コミュニティセンター部屋別の利用率

追浜	No	貸室名	利用率	長浦	No	貸室名	利用率
	1	第1学習室	45.20%		1	集会室兼体育室	58.29%
	2	第2学習室	37.62%		2	第1会議室	40.04%
	3	第3学習室	20.83%		3	第2会議室	29.34%
	4	和室	33.06%		4	和室1	28.02%
	5	美術工芸室	23.97%		5	和室2	29.03%
	6	調理室	9.29%		6	和室3	16.36%
	7	音楽室	34.29%		7	調理実習室	6.40%
	8	集会室	56.79%		8	多目的広場	15.04%
		合計	32.63%			合計	27.81%

追浜北	No	貸室名	利用率	逸見	No	貸室名	利用率
	1	集会室	64.68%		1	第1・2学習室	30.87%
					2	実習室1・2(和室)	24.37%
					3	調理講習室	9.81%
					4	集会室	48.07%
						合計	28.28%

追浜南	No	貸室名	利用率	坂本	No	貸室名	利用率
	1	第1会議室	27.84%		1	集会室兼体育室	61.41%
	2	第2会議室	23.66%		2	第1会議室	9.15%
	3	第3会議室	15.60%		3	第2会議室	10.01%
	4	和室	7.19%		4	和室1	7.05%
	5	ホール	42.14%		5	和室2	3.15%
		合計	23.29%		6	和室3	6.15%
					7	調理実習室	0.93%
					8	多目的広場	0.93%
						合計	12.35%

田浦	No	貸室名	利用率	三春	No	貸室名	利用率
	1	第1学習室	30.57%		1	集会室兼体育室	74.81%
	2	第2学習室	25.83%		2	和室	31.78%
	3	第3学習室	47.67%		3	会議室	39.17%
	4	学習室(和室)	32.27%			合計	48.59%
	5	美術工芸室	19.00%				
	6	音楽室	29.54%				
	7	集会室	60.94%				
	8	調理講習室	9.72%				
		合計	31.94%				

本町	No	貸室名	利用率	池上	No	貸室名	利用率
	1	第1会議室	50.86%		1	集会室兼体育室	87.69%
	2	第2会議室	41.31%		2	大会議室	42.95%
	3	和室1	35.05%		3	中会議室	30.10%
	4	和室2	41.51%		4	小会議室	14.68%
	5	調理実習室	26.17%		5	和室	36.76%
	6	集会室兼体育室	65.92%		6	調理実習室	3.50%
		合計	43.47%		7	多目的広場	38.51%
						合計	36.32%

安浦	No	貸室名	利用率	大津	No	貸室名	利用率
	1	会議室	42.37%		1	体育室	76.72%
	2	和室	29.98%		2	学習室1	44.37%
	3	調理実習室	18.61%		3	学習室2	40.38%
	4	集会室兼体育室	61.64%		4	学習室3	42.80%
	合計	38.15%	5		学習室4	43.51%	
衣笠	No	貸室名	利用率		6	学習室5	43.78%
	1	第1会議室	23.00%		7	学習室6	40.34%
	2	第2会議室	25.33%		8	和室1	34.70%
	3	第1学習室	26.67%		9	和室2	32.67%
	4	第2学習室	29.33%		10	和室3	34.15%
	5	第3学習室	26.72%		11	調理室	11.78%
	6	和室	30.43%		12	音楽室	54.81%
	7	美術工芸室	16.95%	13	ファミリールーム	0.00%	
	8	調理室	9.27%		合計	38.46%	
	9	多目的室	40.60%	浦賀	No	貸室名	利用率
	10	体育館	56.78%		1	第1学習室	29.68%
11	楽焼室	16.09%	2		第2学習室	33.52%	
	合計	27.38%	3		会議室	45.25%	
浦賀分	No	貸室名	利用率		4	実習室(和室)	16.93%
	1	第1学習室	46.61%		5	調理講習室	8.26%
	2	第2学習室	42.37%	6	集会室	64.48%	
	合計	44.49%		合計	33.02%		
鴨居	No	貸室名	利用率	北下浦	No	貸室名	利用率
	1	集会室兼体育室	56.00%		1	和室	19.01%
	2	和室1	30.92%		2	第1学習室	25.67%
	3	和室2	20.85%		3	第2学習室	28.76%
	4	調理実習室	2.41%		4	美術工芸室	21.17%
	5	第1会議室	14.25%		5	調理実習室	11.23%
	6	第2会議室	12.22%		6	音楽室	37.64%
	7	第3会議室	28.81%	7	集会室	66.51%	
	8	音楽室	23.19%		合計	30.00%	
	合計	21.20%	北下浦2	No	貸室名	利用率	
岩戸	No	貸室名		利用率	1	大会議室	38.01%
	1	集会室兼体育室		48.19%	2	小会議室	36.37%
	2	会議室1		37.31%	3	会議室1	35.24%
	3	会議室2		28.63%	4	会議室2	31.54%
	4	和室		23.65%	5	会議室3	33.06%
	合計	34.44%	6	和室	29.24%		
				合計	33.91%		

久里 浜	No	貸室名	利用率	武山	No	貸室名	利用率
	1	第1会議室	40.44%		1	集会室兼体育室	75.82%
	2	和室	40.40%		2	調理実習室	3.43%
	3	第2会議室	51.62%		3	和室	14.41%
	4	集会室	60.78%		4	音楽室	7.01%
	5	調理講習室	18.44%		5	会議室A	23.83%
	合計	42.34%	6		会議室B	23.36%	
				7	小会議室	14.52%	
					合計	23.20%	
西	No	貸室名	利用率	長井	No	貸室名	利用率
	1	第1学習室	21.49%		1	第1会議室	12.69%
	2	第2学習室	16.39%		2	第2会議室	9.74%
	3	第3学習室	29.55%		3	第3会議室	7.40%
	4	第2会議室	22.49%		4	和室	2.49%
	5	学習室(和室)	17.11%		5	多目的室	6.74%
	6	美術工芸室	21.25%		6	調理実習室	2.80%
	7	調理講習室	4.70%			合計	6.98%
	8	音楽室	29.35%				
	9	集会室	33.13%				
	合計	21.72%					

(出典：地域コミュニティ支援課より入手した資料より監査人作成)

地域コミュニティ支援課が2018年9月に実施した一般市民とコミュニティセンター利用団体に対するアンケート結果報告書によると、集会室や体育室などは予約が取れないこともあるほど人気である。その一方で会議室などは空いている。

現在の利用者の中心は70歳代の女性である。これらの利用者がさらに高齢化した場合や、他の廃止した施設の受け皿になる場合には、現在の団体に限定した利用を見直して個人利用も可能にする方向も検討中である。

FM戦略プランでも下記のように記載されている。

⑨ 利用率向上のための取組み

利用率向上を図るため、市民にとって利便性の高い施設となるように、ソフト・ハードの双方から取組みを進めます。

◆取組み内容

ア 予約方法や予約時間単位の見直し、貸室の多用途化等を検討します。
イ 上記アの対応を図ってもなお、利用率が著しく低い施設については、集約・統合の必要性について検討します。

(出典：FM戦略プラン)

意見 99 「部屋別利用率の算定」

市は、コミュニティセンターの施設ごとの利用率は施設カルテでも公表しているが、施設の部屋別の利用率を計算していない。施設全体の利用率を算定するための基礎データとして部屋別の利用件数、利用時間数を把握しているため、計算することは容易である。

地域コミュニティ支援課ではどの部屋が人気でどの部屋が不人気かはだいたい把握しているが、部屋別の利用率を計算することにより、将来どのコミュニティセンター、どの部屋を残し、どのコミュニティセンター、どの部屋を改装、用途変更、統廃合すべきかの議論の材料になるため、各部屋別の利用率も算定し、活用、公表すべきと考える。

公共施設保全システムには部屋別の利用率を入力する欄もある。その活用により事務管理の一元化が図られると共に、同種同内容の事業を行っている他部署にとっても参考になる。

意見 100 「利用率の低い部屋の有効活用」

(図表 5-V-1-2) によると部屋ごとに利用率にかなりの差がある。

空き部屋の有効活用については、居場所としての利用やテレワーク利用などの個人利用での活用も検討中とのことである。現状では個人利用については想定されていないので、条例の改正が必要になる。

利用率の低い部屋については現在認められていない個人利用も含めて部屋ごとに具体的に検討することが望まれる。その際には部屋別の利用率実績データが有用となる。

意見 101 「横須賀市公共施設予約システムの検索機能」

コミュニティセンターを利用する場合には、公共施設予約システムから予約することになっている。公共施設予約システムでは、まず利用したいコミュニティセンターの場所を決めてから予約したい日時を決定する、という検索方法である。

横須賀市 公共施設予約システム 空き照会・予約の申込 施設検索

システム操作方法

メッセージ (通知) 処理ガイド 非表示 施設検索

空き状況の照会や予約をしたい施設を選んで「次へ」のボタンを押してください。施設は複数選択できます。
「案内」ボタンで施設の案内情報を表示します。
右側にあるボタンから施設を探すこともできます。
お知らせのある施設があります。「連絡」ボタンから確認してください。

1. 施設の種類で探す
2. 使用目的で探す
3. 施設名称で探す

施設一覧表示

連絡	施設名称	施設	付帯設備
連絡	追浜コミュニティセンター	案内	障害者用トイレ P 貸出 AED
連絡	田浦コミュニティセンター	案内	障害者用トイレ P AED
連絡	長浦コミュニティセンター	案内	障害者用トイレ P AED
連絡	逸見コミュニティセンター	案内	障害者用トイレ 貸出 P AED
連絡	坂本コミュニティセンター	案内	障害者用トイレ P AED

途中で、ブラウザの「戻る」は使用しないでください。

前頁 次頁 1/8

色・文字サイズ変更 メニューへ <<戻る 次へ>>

一方、決まった日時に空いているコミュニティセンターを探したい、という日時から場所を検索する機能は現在ない。検索しやすさが利用率の向上に貢献すると考えるが、システムを所管するデジタル・ガバメント推進室に質問したところ、当面は公共施設予約システムの更新予定はなく、パッケージの更新にもそれなりのコストがかかりすぐには実現できないようである。コミュニティセンターの利用者は現在は団体に限定されているが、将来的には他の廃止された施設の個人が「居場所」として利用する可能性もある。利用者が空いている部屋を容易に検索できることは利用率向上に資するので、将来システムを更新する際に検討されたい。

第6 青少年の家における公共施設マネジメント

I 青少年の家事業の概要

1 施設概要と利用状況

(1) 青少年の家の概要

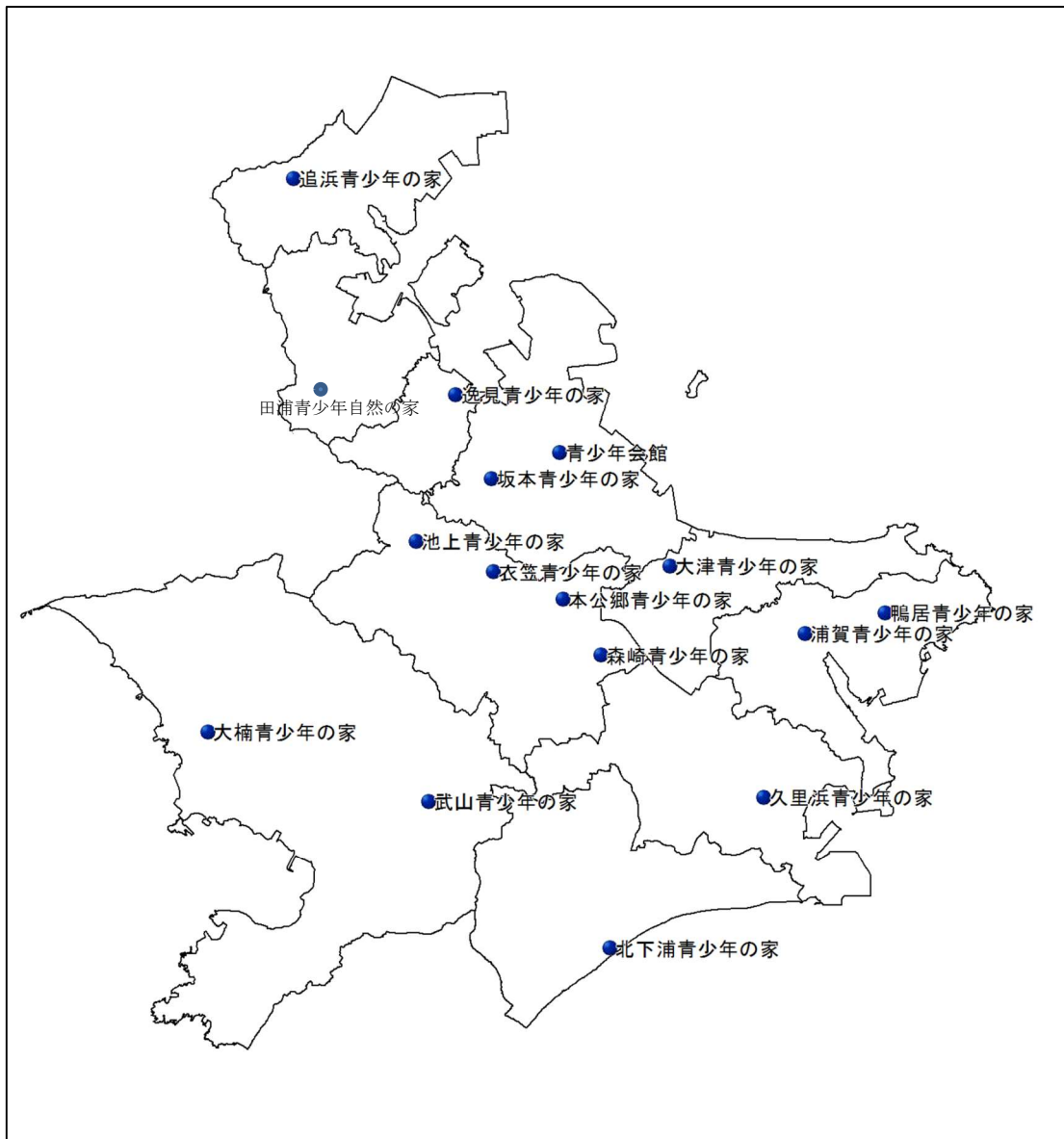
① 青少年の家の設置根拠及び施設の配置

市は、青少年の家条例に基づき、16の施設を設置している。

○青少年の家条例 (設置)	
第1条 青少年に余暇活動の場と地域住民との交流の場を提供して、青少年の健全な育成を図るとともに、青少年を交えた地域住民の親ぶくを深めるため、本市に青少年の家(以下「会館」という。)を設置する。	
(位置及び名称)	
第2条 会館の位置及び名称は、次のとおりとする。	
位置	名称
横須賀市鷹取1丁目1番3号	横須賀市立追浜青少年の家
横須賀市田浦大作町33番地1	横須賀市立田浦青少年自然の家
横須賀市西逸見町1丁目38番地11	横須賀市立逸見青少年の家
横須賀市坂本町1丁目19番地	横須賀市立坂本青少年の家
横須賀市深田台37番地	横須賀市立青少年会館
横須賀市公郷町2丁目22番地	横須賀市立本公郷青少年の家
横須賀市衣笠栄町3丁目1番地	横須賀市立衣笠青少年の家
横須賀市池上4丁目6番1号	横須賀市立池上青少年の家
横須賀市森崎3丁目8番2号	横須賀市立森崎青少年の家
横須賀市大津町5丁目4番2号	横須賀市立大津青少年の家
横須賀市浦賀3丁目26番2号	横須賀市立浦賀青少年の家
横須賀市鴨居1丁目19番21号	横須賀市立鴨居青少年の家
横須賀市久里浜6丁目13番1号	横須賀市立久里浜青少年の家
横須賀市長沢2丁目6番40号	横須賀市立北下浦青少年の家
横須賀市武3丁目5番1号	横須賀市立武山青少年の家
横須賀市芦名2丁目30番4号	横須賀市立大楠青少年の家

青少年の家は、2020年4月1日時点では青少年会館、青少年の家（みんなの家）14館及び田浦青少年自然の家の計16の施設で構成されている。（以下、これら16の施設をまとめて「青少年の家等」という。）青少年の家の具体的な位置は次のとおりである。

（図表 6 I -1-1）青少年の家等の配置図



（出典：こども育成総務課作成資料を監査人が加工）

② 青少年の家等の機能

青少年の家条例では、青少年に余暇活動の場と地域住民との交流の場を提供して、青少年の健全な育成を図るとともに、青少年を交えた地域住民の親ぼくを深めるため、青少年の家等を設置するとしている。

青少年会館は、青少年の家を統括する中心的施設である。青少年会館と各青少年の家は、子ども・青少年による使用が優先的ではあるが、誰でも利用できるコミュニティ施設であり、団体利用が可能な貸室機能に加えて、居場所機能として、個人の利用や放課後児童対策としての「ランドセル置場」¹⁶の役割を担っている。

青少年会館は、これらの機能に加えてコンサートや演劇等の開催が可能なホール機能も有している。

田浦青少年自然の家は、キャンプ・野外活動を通じて青少年の健全育成を目的としたレクリエーション施設である。

青少年の家等の施設別機能一覧は、以下のとおりである。

(図表 6 I -1-2) 青少年の家等の施設別機能一覧

施設名称	機能	利用対象者
青少年会館	貸室機能、居場所機能、ホール機能	個人・団体
各青少年の家	貸室機能、居場所機能	個人・団体
田浦青少年自然の家	レクリエーション機能	団体

青少年会館や各青少年の家、田浦青少年自然の家では、パンフレット等を作成し、市民に施設の利用を周知している。

○青少年会館のご案内（パンフレットから一部抜粋）

青少年会館は...

青少年の健全育成を図り、さらに市民相互の親睦を深めることを目的に、青少年層を中心としつつ幼児から大人までどなたでも利用できるコミュニティ施設です。

会議だけでなく、演劇・音楽・ダンス・美術など様々なサークル活動の場として使用でき、子ども達は、ゲーム・読書など、遊戯室で楽しく遊べます。

○横須賀市立大津青少年の家（パンフレットから一部抜粋）

青少年がスポーツ、ゲーム、工作、読書などの余暇活動を楽しんだり、青少年と地域の方々とのふれあいを通じて、地域の親ぼくを深めるための施設です。

青少年が主体の施設ですが、幼児から高齢者の方まで、どなたでもご利用になれます。また、青少年育成団体等の会議や成人のサークル活動にも利用できます。

¹⁶ ランドセル置場とは、放課後、保護者等が仕事などで不在の小学校低学年（1年生から3年生）の児童が、事前に利用したい施設に申し込むことにより、下校後、直接各施設を無料で利用できる制度のこと。

○田浦青少年自然の家（横須賀市ホームページから一部抜粋）
 キャンプ・野外活動をととした青少年の健全育成を目的とした施設です。
 予約申し込みは、田浦青少年自然の家（現地）へ

青少年の家等の各施設の建築年、延べ床面積並びに貸部屋等の内容は次のとおりである。

（図表 6 I -1-3）青少年の家等の施設概要一覧表

施設名称	建築年 (年)	延床面積 (㎡)	単館施設か 複合施設か	貸部屋等の内容
青少年会館	1970	1603.41	単館	団体利用：ホール、会議室、美術室、音楽室、和室、小会議室 個人利用：遊戯室、青少年活動コーナー、学習室、軽食堂
追浜青少年の家	1970	370.00	単館	団体利用：体育室、洋会議室、和会議室 個人利用：遊戯室、読書室、体育室
逸見青少年の家	2000	801.16	複合	団体利用：体育室、会議室、研修室 個人利用：遊戯室、学習室、ホワイエ、体育室
坂本青少年の家	1994	747.90	単館	団体利用：体育室、会議室、和室、研修室 個人利用：遊戯室、談話室、学習室兼図書室、集会室兼体育室
本公郷青少年の家	1973	380.00	単館	団体利用：体育室、会議室、和室 個人利用：遊戯室、図書室、体育室
衣笠青少年の家	1980	519.74	単館	団体利用：体育室兼集会室、会議室、和室、音楽室 個人利用：遊戯室、談話室、読書室、集会室
池上青少年の家	2004	123.06	複合	個人利用：プレイルーム
森崎青少年の家	1975	383.45	単館	団体利用：体育室、会議室、和室 個人利用：遊戯室、図書室、体育室
大津青少年の家	1995	755.10	単館	団体利用：体育室、会議室、研修室 個人利用：遊戯室、談話室、学習室兼図書室、集会室兼体育室
浦賀青少年の家	1974	373.71	単館	団体利用：体育室、洋会議室、和室 個人利用：遊戯室、図書室、体育室
鴨居青少年の家	1976	390.88	単館	団体利用：体育室、洋会議室、和室 個人利用：遊戯室、図書室、体育室
久里浜青少年の家	1971	370.00	単館	団体利用：体育室、洋会議室、和室 個人利用：遊戯室、図書室、体育室
北下浦青少年の家	1998	583.93	複合	団体利用：体育室、会議室、研修室 個人利用：遊戯室、談話室、学習室兼読書室、体育室
武山青少年の家	2001	110.06	複合	個人利用：プレイルーム
大楠青少年の家	1972	370.00	単館	団体利用：体育室、洋会議室、和室 個人利用：遊戯室、図書室、体育室

施設名称	建築年 (年)	延床面積 (㎡)	単館施設か 複合施設か	貸部屋等の内容
田浦青少年 自然の家	1986	275.06	単館	団体利用のみ、デイキャンプ・宿泊キャンプ 可 テント・マット・ペグ・ランタン、飯ごう等 の貸出有

(出典：こども青少年育成課資料より監査人が加工)

単館の施設は古く、複合施設は比較的新しいことがわかる。統括的立場の青少年会館は延べ床面積も広く、ホールを有している点で他の施設とは異なる。

池上・武山青少年の家は、複合施設であり、団体利用の機能が重複するコミュニティセンターが併設されているため、他の青少年の家と異なり個人利用のみが可能であるのが特徴である。

(図表 6 I -1-4) 青少年会館外観



(出典：横須賀市 HP)

(2) 青少年の家等の利用状況

青少年会館及び各青少年の家のほとんどでは、個人利用と団体利用のいずれも可能である。

田浦青少年自然の家では、児童、生徒、青少年、青少年指導者、親子及びこれらの人を含むグループ（高校生以下のグループについては、成人の指導者の付き添いが必要）での利用のみが可能である。

青少年会館及び青少年の家の開館日数及び利用延べ人数は次のとおりである。

(図表 6 I -1-5) 青少年会館及び各青少年の家の利用延べ人数 (単位：人)

施設名等	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
開館日数	308日	308日	308日	308日	282日	189日
青少年会館	49,062	45,345	40,500	41,517	39,306	10,747
追浜青少年の家	13,561	11,425	11,874	11,138	8,722	3,272
逸見青少年の家	32,843	32,601	30,394	28,006	23,115	7,934
坂本青少年の家	19,157	21,008	17,396	15,577	13,912	4,638
本公郷青少年の家	15,241	14,866	16,922	11,605	9,429	2,872
衣笠青少年の家	41,029	37,383	31,990	30,696	25,984	10,932
池上青少年の家※	33,601	29,199	31,370	27,707	23,210	9,301
森崎青少年の家	20,585	18,368	15,526	14,919	13,431	4,601
大津青少年の家	26,447	22,578	22,318	20,268	14,961	4,438
浦賀青少年の家	15,691	15,398	13,269	12,546	9,921	3,953
鴨居青少年の家	12,718	11,955	11,326	10,912	10,805	4,338
久里浜青少年の家	28,340	26,418	25,136	25,057	21,457	6,722
北下浦青少年の家	18,911	18,299	17,828	15,616	14,209	3,016
武山青少年の家※	42,814	42,229	37,728	33,232	26,511	8,026
大楠青少年の家	14,033	14,529	13,336	13,076	11,446	4,321
合計	384,033	361,601	336,913	311,872	266,419	89,111

※ 個人利用のみが可能な施設

(出典：こども育成総務課作成資料)

2019年度及び2020年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、開館日数が減少している。これに伴い、利用延べ人数の減少が著しく、例外的と考えたとしても、2015年度以降青少年会館及び各青少年の家の利用延べ人数は、徐々に減少していることがわかる。

(図表 6 I -1-6) 田浦青少年自然の家利用延べ人数 (単位：人)

施設名等	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
開館日数	215日	214日	212日	213日	214日	129日
田浦青少年自然の家	2,944	2,357	2,450	2,896	2,650	592

(出典：こども育成総務課作成資料)

田浦青少年自然の家の利用者数は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた2020年度を除けば、2015年度以降多少の増減はあるが、ほぼ一定の利用者がいることがわかる。

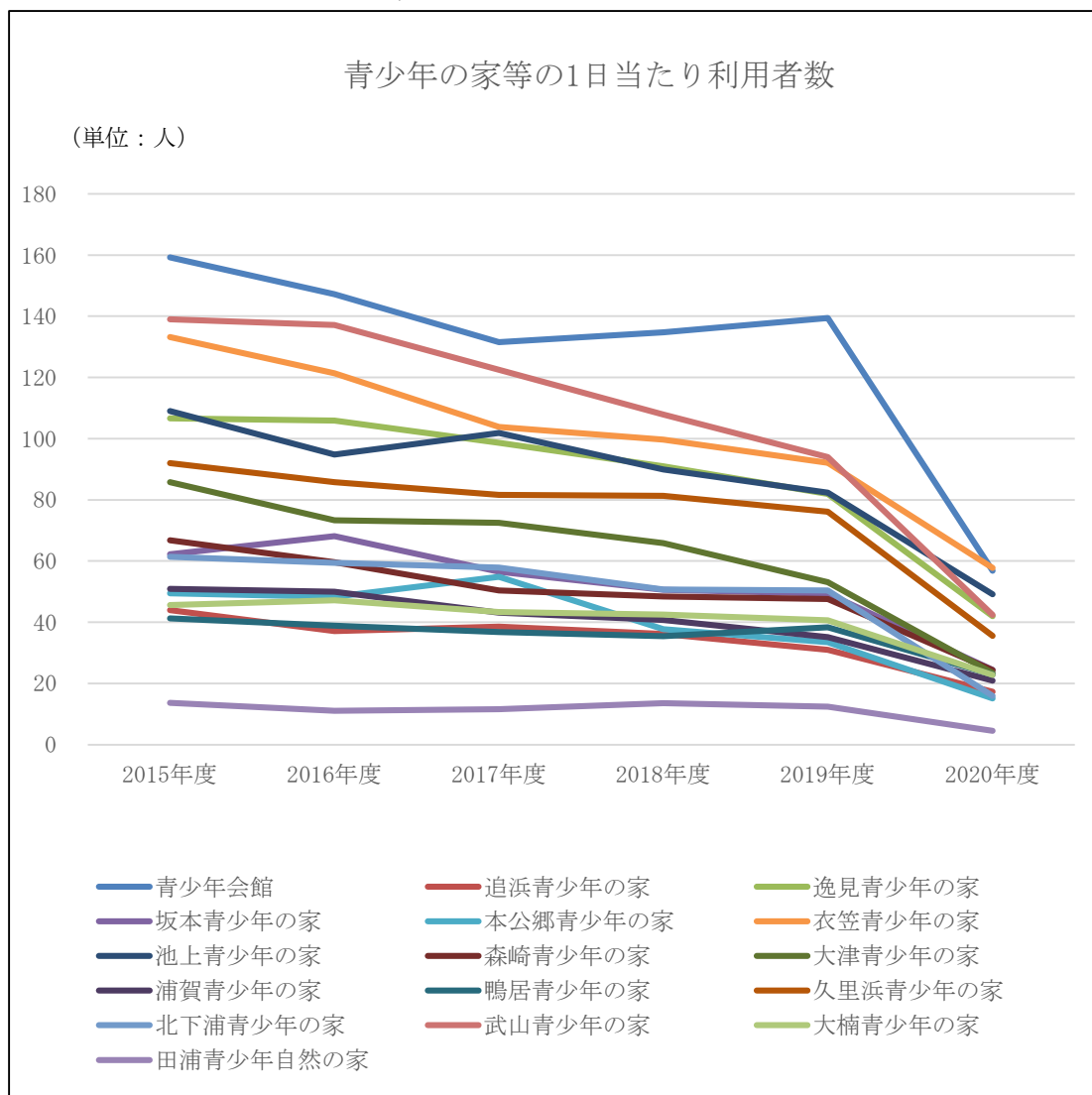
(図表 6 I -1-5・6) を加工し、開館日数 1 日当たりの利用者を算定すると次のとおりである。

(図表 6 I -1-7) 青少年の家等の 1 日当たり利用者数 (単位：人)

施設名等	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
青少年会館	159	147	131	135	139	57
追浜青少年の家	44	37	39	36	31	17
逸見青少年の家	107	106	99	91	82	42
坂本青少年の家	62	68	56	51	49	25
本公郷青少年の家	49	48	55	38	33	15
衣笠青少年の家	133	121	104	100	92	58
池上青少年の家	109	95	102	90	82	49
森崎青少年の家	67	60	50	48	48	24
大津青少年の家	86	73	72	66	53	23
浦賀青少年の家	51	50	43	41	35	21
鴨居青少年の家	41	39	37	35	38	23
久里浜青少年の家	92	86	82	81	76	36
北下浦青少年の家	61	59	58	51	50	16
武山青少年の家	139	137	122	108	94	42
大楠青少年の家	46	47	43	42	41	23
田浦青少年自然の家	14	11	12	14	12	5

(出典：こども育成総務課資料を監査人が加工)

(図表 6 I -1-8) 青少年の家等の 1 日当たり利用者数の推移



(出典：こども育成総務課資料を監査人が加工)

新型コロナウイルス感染症の影響を直接受けた 2020 年度については、明らかに 1 日当たり利用者数が減少しているため、趨勢分析の対象外と考えたとしても、2015 年度以降いずれの施設についても徐々に利用者が減少していることがわかる。

また、貸館機能・居場所機能を有する青少年会館及び青少年の家の中では、施設別に見た場合には、追浜青少年の家、本公郷青少年の家、浦賀青少年の家、鴨居青少年の家、大楠青少年の家の利用者数が少ない状況である。

田浦青少年自然の家については、近くに専用の駐車場がなく、最寄りの JR「田浦駅」から徒歩で約 30 分、もしくは最寄りのバス停から徒歩約 25 分かかることもあり、以前から利用者が少ない。

青少年会館及び青少年の家の団体・個人使用の区分と年代別の利用構成比は次のとおりである。

(図表 6 I -1-9) 青少年会館及び青少年の家の利用区分別・年代別の構成比

区分		2015年度		2016年度		2017年度	
		人数・ 団体数	構成比	人数・ 団体数	構成比	人数・ 団体数	構成比
団体 利用	団体数	8,077	—	8,178	—	7,596	—
	人員	85,867	22.4%	82,388	22.8%	74,655	22.2%
個人 利用	幼児	20,258	5.3%	18,341	5.1%	17,465	5.2%
	小学生	140,128	36.5%	130,651	36.1%	118,755	35.2%
	中学生	48,470	12.6%	45,973	12.7%	42,469	12.6%
	高校生	27,468	7.2%	25,272	7.0%	25,672	7.6%
	大学生	4,877	1.3%	3,988	1.1%	4,213	1.3%
	一般成人	56,965	14.8%	54,988	15.2%	53,684	15.9%
	合計	298,166	77.6%	279,213	77.2%	262,258	77.8%
総計 (利用人数)		384,033	100%	361,601	100%	336,913	100%
参考	成人利用 (人員+一般成人)	142,832	37.2%	137,376	38.0%	128,339	38.1%

区分		2018年度		2019年度		2020年度	
		人数・ 団体数	構成比	人数・ 団体数	構成比	人数・ 団体数	構成比
団体 利用	団体数	7,440	—	6,401	—	2,886	—
	人員	75,514	24.2%	67,821	25.5%	23,705	26.6%
個人 利用	幼児	16,627	5.3%	15,189	5.7%	2,511	2.8%
	小学生	112,958	36.2%	91,875	34.5%	28,764	32.3%
	中学生	36,344	11.7%	29,345	11.0%	11,434	12.8%
	高校生	21,086	6.8%	18,098	6.8%	7,093	8.0%
	大学生	3,633	1.2%	3,758	1.4%	1,428	1.6%
	一般成人	45,710	14.7%	40,333	15.1%	14,176	15.9%
	合計	236,358	75.8%	198,598	74.5%	65,406	73.4%
総計 (利用人数)		311,872	100%	266,419	100%	89,111	100%
参考	成人利用 (人員+一般成人)	121,224	38.9%	108,154	40.6%	37,881	42.5%

(出典：こども育成総務課資料を監査人が加工)

団体利用は通常成人のみのため、個人利用の一般成人と合算すると成人利用の割合がわかる。成人利用の割合は年々高まっており、相対的に青少年の利用割合が減少していることがわかる。

市の人口構成比も同様の傾向で変化しており、「青少年に余暇活動の場と地域住民との交流の場を提供して、青少年の健全な育成を図るとともに、青少年を交えた地域住民の親ぼくを深める」という「青少年を主役」とした施設の役割が、徐々に変わりつつあると考えられる。

2 運営体制

(1) 青少年の家等の運営体制

青少年の家等の各施設については、民生局こども育成部こども育成総務課が所管している。青少年会館及び各青少年の家は、市の直営施設として管理運営しているが、田浦青少年自然の家は、指定管理者であるよこすかグリーンパーク共同事業体が管理運営を行っている。

青少年会館と各青少年の家は、次のとおり運営されている。

【開館時間】

午前 9 時から午後 9 時まで

小・中学生は午後 6 時まで、小学生は 10 月から 3 月は午後 5 時まで

未就学児は、保護者等（中学生以上）同伴でご利用ください。

団体利用などで大人が同伴する場合はこの限りではありません。ご相談ください。

【休館日】

月曜日、年末年始（池上・武山は年末年始のみ）

月曜日は休館ですが、小学生以下は午後 1 時から遊戯室のみ利用できます。（長期学校休業期間は午前 9 時から利用できます。）なお未就学児は保護者等の同伴が必要です。

（出典：横須賀市 HP より）

田浦青少年自然の家は、次のとおり運営されている。

【営業期間】1 年を通じて利用できますが、下記のとおり利用できる日に制限があります。

(1) 3 月 16 日から 7 月 15 日までは、月曜日を除き営業

（ただし、月曜日が祝日・振替休日の場合は営業し別の日を休業日にします）。

(2) 7 月 16 日から 8 月 31 日までは、毎日。

(3) 9 月 1 日から翌年 3 月 15 日までは、土・日曜日及び祝日・振替休日

（ただし、12 月 29 日から 1 月 3 日は除きます）。

（出典：横須賀市 HP より）

例年、青少年会館及び各青少年の家の開館日数は 310 日程度であるが、新型コロナウイルス感染症の影響により休館日が増加し、2019 年度は 282 日、2020 年度は 189 日の開館日数となっている（表 6 I -1-5 参照）。

青少年の家の職員配置については、条例では下記のように定められている。

○青少年の家条例

(館長等)

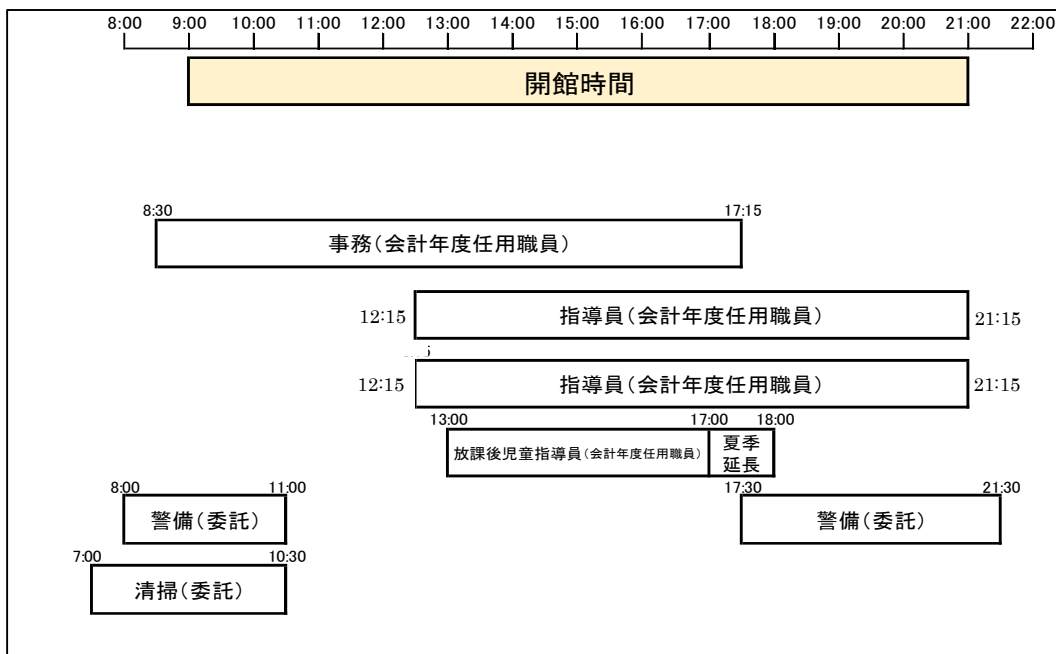
第 3 条 会館に次の者を置く。

(1) 館長

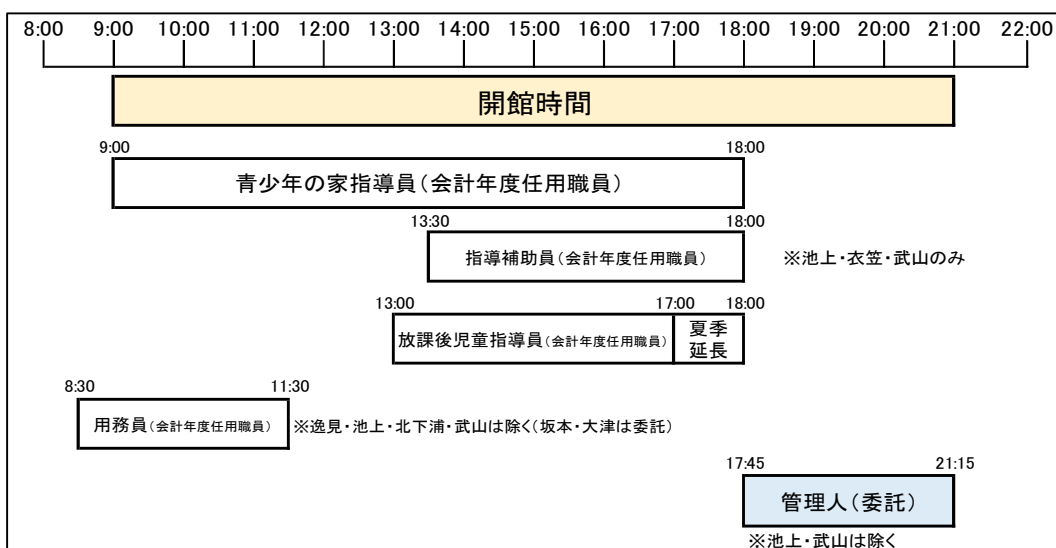
(2) その他必要な者

青少年会館及び各青少年の家の運営の平日勤務シフトは次のとおりである。

(図表 6 I -2-1) 青少年会館の平日勤務シフト



(図表 6 I -2-2) 青少年の家の平日勤務シフト



(出典：こども育成総務課作成資料)

このように利用者の多い時間帯には、複数の職員が配置されるが、平日は多くても青少年会館では4名程度、各青少年の家では3名程度で管理運営する規模の施設である。

田浦青少年自然の家は、指定管理者による運営となっている。平日は2名（月曜日は1名）、土日は3名の体制で運営が行われている。

(図表 6 I -2-3) 田浦青少年自然の家の勤務シフト

人員配置計画書(田浦青少年自然の家)																
1. 人員配置(年間の標準的な雇用人数を記載してください。)																
	計画人員数 (注1)	経験・資格など	雇用形態など(○印をお付け下さい。)													
			正社員	アルバイト パート	その他 ()	委託										
所長(管理責任者)	1	施設管理経験者、リーダー	○													
管理要員	2	接客力、安全意識		○												
●田浦梅の里所長は、田浦青少年自然の家所長兼務。																
2. 勤務シフト表(任意書式・役職及び役割毎の1日の勤務シフトを作成して下さい。)																
時間		7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	
供用時間(デイキャンプ)																
供用時間(宿泊)				~11:00								3:00~				
職種	勤務形態	役割	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
所長	実働7.75h	責任者														
管理要員	実働7.75h	受付・整備														
※休園日は1名。宿泊利用がある時は、1名が翌日8:30まで宿直勤務。																

(出典：田浦青少年自然の家「年度事業実施計画書」より)

3 事業予算と決算の概要、施設ごとの収支（施設カルテ）

(1) 歳入

青少年の家等の歳入は、主に青少年会館使用料と田浦青少年自然の家使用料である。青少年の家 14 施設については、今後の廃止が検討されていることもあり、貸館機能としての役割があるものの、個人利用のみならず団体利用時に無料で貸し出しを行っている。詳細については、「Ⅲ 施設使用料の設定と債権管理」に記載している。

(図表 6 I -3-1) 青少年の家等に関する歳入 (節レベル) (単位：千円)

節	種別	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
青少年会館使用料	予算	970	966	769	708	4,162
	決算	670	704	634	459	934
田浦青少年自然の家使用料	予算	205	205	252	252	603
	決算	265	288	344	354	57

(出典：歳入歳出決算説明資料を監査人が加工)

(2) 歳出

青少年の家等の歳出については、「青少年施設費」及び「青少年対策費」から構成されている。

「青少年施設費」には、青少年の家等の事業以外の放課後子ども環境整備事業費等が含まれている。青少年の家等に係る支出額は、青少年の家等各施設の放課後児童指導員以外の人件費と運営管理費であり、修繕料と工事請負費を除けば、支出合計額はおよそ一定の金額で推移している。

「青少年対策費」は、放課後児童クラブ助成事業費等が主であり、青少年の家等に係る支出額は、ランドセル置場に係る放課後児童指導員の人件費や休館日管理業務委託料から構成されている。新型コロナウイルス感染症によって閉館していた期間もランドセル置場としての機能は確保していたため、2020年度においても支出合計額は、一定の金額で推移している。

「青少年施設費」及び「青少年対策費」の年度別の推移は次のとおりである。

(図表 6 I -3-2) 「青少年施設費」内の青少年の家等に関する歳出の推移

(単位：千円)

項目	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
青少年施設費決算額(※1)	175,903	205,403	162,912	187,640	189,592
青少年施設費予算現額(※1)	183,409	207,770	171,353	204,951	196,324
(青少年施設費のうち青少年の家等関係の支出額)					
給与費	50,010	53,959	54,156	54,428	70,711
青少年の家運営管理費	55,547	56,443	58,558	63,239	103,794(※2)
田浦青少年自然の家運営管理費	12,633	12,580	12,762	13,268	—(※2)
青少年会館運営管理費	17,043	19,761	20,473	21,802	—(※2)
合計	135,234	142,743	145,949	152,738	174,505(※3)

(出典：歳入歳出決算説明資料を監査人が加工)

※1 青少年施設費決算額及び予算現額については、青少年の家等の事業以外の放課後子ども環境整備事業費等が含まれている。

※2 2020年度より、各運営管理費は青少年の家等施設運営管理費に集約されている。

※3 2020年度については、坂本・大津青少年の家の空調工事（29百万円）による支出増がある。

(図表 6 I -3-3) 「青少年対策費」内の青少年の家等に関する歳出の推移

(単位：千円)

項目	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
青少年対策費決算額(※1)	450,931	563,093	620,978	702,977	776,605
青少年対策費予算現額(※1)	471,045	591,493	664,941	786,688	946,525
(青少年対策費のうち青少年の家等関係の支出額)					
給与費	—	—	—	—	35,080 (※2)
青少年の家等放課後児童指導事業	37,083	37,731	38,423	40,025	6,054 (※2)
合計	37,083	37,731	38,423	40,025	41,135

(出典：歳入歳出決算説明資料を監査人が加工)

※1 青少年対策費決算額及び予算現額については、青少年の家等の事業以外の放課後児童クラブ助成事業費等が含まれており、年々増額している。

※2 2020年度より、会計年度任用職員制度への移行に伴い、2019年度まで青少年の家等放課後児童指導事業に含まれていた臨時職員賃金は、会計年度任用職員給与費として給与費に計上されている。

II 監査実施手続

着眼点	監査手続
①青少年の家等に係る事業の必要性や事業規模の適切性が確保されているか。	①事業の必要性及び事業規模の適切性について、所管課への質問及び資料閲覧を実施した。 ②青少年の家等の機能を確認し、他の施設の重複等について検討を行った。
②FM 戦略プランのとおりに施設マネジメントが執り行われているか。	①青少年の家に関するファシリティマネジメントの観点から所管課への質問及び資料閲覧を実施した。 ②議会公表資料を閲覧した。
③青少年の家の施設運営が適切に行われているか。	①施設運営が適切に行われているかどうかを把握するため、現場視察を実施した。 ②運営体制を確認した。 ③施設管理に際して年 2 回の自主点検が適切に行われているかどうかを確認するため、公共施設保全システムのデータを確認した。 ④施設の維持管理費等及びサービス利用に関する施設カルテへの入力状況を確認した。 ⑤青少年会館の使用料の徴収事務が適切に行われている確認した。 ⑥施設使用料の設定等についてヒアリングを実施した。 ⑦固定資産台帳を閲覧し、台帳登録の正確性を確認した。

III 施設使用料の設定と債権管理

1 施設使用料

青少年の家等においては、青少年会館で貸室を団体利用する場合と、田浦青少年自然の家で宿泊キャンプを行う場合に施設使用料を徴収している。

一方、青少年会館では、個人利用の場合には無料で施設利用できる。青少年の家は、個人利用と団体利用のいずれの場合にも無料で施設利用できる。

青少年会館を団体利用する場合の施設使用料については、次のとおりである。

(図表 6Ⅲ-1-1) 青少年会館の施設使用料

区分		使用料	
		2020年3月31日までの申請	2020年4月1日以降の申請
ホール	1時間につき	2,370円	1,200円
音楽室	1時間につき	1,030円	400円
会議室	1時間につき	—	400円
小会議室	1時間につき	—	300円
美術室	1時間につき	—	400円
和室	1時間につき	—	300円

(出典：横須賀市 HP)

青少年会館の施設使用料について、2019年7月策定の「公の施設の使用料に関する基本方針」の原則的な方法に基づき単価算定すると、例えば、ホールでは時間当たりの使用単価が6,580円、会議室は1,180円となる。このままの算定使用料を適用した場合には、単価が高いため、同種・類似のサービスを提供する施設であるコミュニティセンターで算定した施設使用料を活用して算定している。

コミュニティセンターは「社会的教育的施設」であることを考慮し、利用者負担割合を75%としていた。青少年会館では、団体利用の貸館機能の利用者層が成人であることと、サークル活動での利用が多いことを考慮し、利用者負担割合を100%と決定した。この結果、コミュニティセンターの使用単価を75%で割り返した金額を青少年会館の施設使用料としている。青少年会館の使用料算定の基礎となったコミュニティセンターの使用料については、(図表 5Ⅲ-1-1)を参照されたい。

田浦青少年自然の家の使用料は、次のとおりである。

(図表 6Ⅲ-1-2) 田浦青少年自然の家の施設使用料

デイキャンプ	無料
宿泊キャンプ	小学生未満無料
	小・中学生 260円 (令和2年4月1日改正)
	高校生以上 510円 (令和2年4月1日改正)

(出典：横須賀市 HP)

青少年会館と田浦青少年自然の家以外の各青少年の家では、個人利用・団体利用のいずれの場合も使用料を徴収していない。これは、「FM 戦略プラン」において、各青少年の家8施設の廃止予定が明記されているため、廃止予定施設を含む各青少年の家では使用料を徴収しないことを決定したことによるものである。

上記のとおり、青少年会館においては、使用料を徴収しているが、原則的な方法に基づく単価算定とは異なる低い利用料金を徴収しており、運営に係る維持管理費を十分には補てんできていない。そのため、今後、利用率を向上させることや、事務の効率化を図りコストを削減することが求められる。

意見 102 「青少年会館への券売機の導入」

青少年会館での収入事務については、「利用の申請」→「利用の確定（調定）」→「納入義務者に対する通知（納付書送付）」→「収納」→「利用」という順序で行われている。

金額の多寡によらず、調定後に納付書を発行し、団体利用の窓口となる利用者に納付書の郵送を行っているため、青少年会館の収納事務では、一定の事務負担と納付書の発送コストが発生している。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、利用前に収納した利用料の還付が発生しており、この作業に係る事務コストも看過できないと考えられる。

一方、券売機を導入したコミュニティセンターにおいては、週一回券売機から利用料を取り出し、まとめて調定するため、事務負担の軽減が図られている。券売機の場合には利用する直前に券を購入するケースがほとんどであり、還付事務が生じるケースは殆どなくなる。

青少年会館においては、券売機の導入により事務作業が効率化することで、今後増加が見込まれる施設廃止業務などへの対応が可能になると考えられることから、券売機を導入することが望まれる。

また、内部統制上のメリットとしても、券売機導入によって現金を取り扱う人数や頻度が減少することや入金記録が残ることにより、現金着服の不正リスクが低減すること、使用料収納に関する事務処理についてコミュニティセンターとの統一が図られることなどが挙げられる。

なお、コミュニティセンターにおける券売機のリース料金は、月額 2 万円を切る金額である。

意見 103 「横須賀市公共施設予約システムへの参加」

青少年会館は、施設利用料金を徴収する団体利用の貸館機能として、コミュニティセンターと類似の機能を有している。そのため、利用率向上や市民の利便性を考慮すると、青少年会館の利用の際にも、コミュニティセンター同様に横須賀市公共施設予約システムから予約できることが望まれる。

今後、費用対効果を勘案しながら導入のタイミングを検討されたい。

2 債権管理状況

青少年会館においては、原則としては使用料を前納したうえで施設を使用するため、債権管理の問題は生じない。

3 施設ごとの収支

青少年の家等の施設ごとの収支については、市 HP 上で「施設カルテ」によって開示されている。直接現場で勤務する職員の人件費や消耗品等の施設運営に係る直接費の一部が歳出に含まれていないため、支出範囲の網羅性に課題はあるが（意見 11「公共施設保全システムにおける維持管理費等の範囲」参照）、施設ごとの収支が「施設カルテ」によって明瞭に開示されている。

青少年の家等の収支の推移と、歳出合計から歳入を控除した金額を利用者当たり的人数で除した利用者一人当たり支出額を含むデータは、次のとおりである。

(図表 6Ⅲ-3-1) 施設ごとの収支と利用者人数並びに利用者一人当たり支出額

施設名称	年度	光熱水費 (千円)	委託料 (千円)	修繕料 (千円)	その他 (千円)	歳出 合計 (千円)	歳入 (千円)	利用者 (人)	利用者一人当 たり支出額 (円) (※1)
青少年 会館	2017	3,936	8,784	4,345	1,402	18,466	1,610	40,500	416
	2018	3,953	9,205	4,630	915	18,703	1,537	41,517	413
	2019	4,035	10,333	5,159	918	20,444	1,367	39,306	485
追浜 青少年の家	2017	472	1,845	83	0	2,401	0	11,874	202
	2018	484	1,838	54	0	2,375	0	11,138	213
	2019	481	1,996	2,501	0	4,978	0	8,722	571
逸見 青少年の家	2017	3,968	9,156	0	0	13,125	0	30,394	432
	2018	4,167	9,500	145	0	13,812	0	28,006	493
	2019	3,852	9,702	98	0	13,652	0	23,115	591
坂本 青少年の家	2017	1,285	3,216	553	0	5,055	0	17,396	291
	2018	1,287	3,200	951	0	5,438	0	15,577	349
	2019	1,368	3,641	1,093	0	6,102	0	13,912	439
本公郷 青少年の家	2017	368	1,818	113	0	2,299	0	16,922	136
	2018	385	1,814	252	0	2,451	0	11,605	211
	2019	373	1,972	8	0	2,353	0	9,429	250
衣笠 青少年の家	2017	1,187	1,935	266	0	3,387	0	31,990	106
	2018	1,274	2,232	245	0	3,750	0	30,696	122
	2019	1,196	2,140	985	0	4,321	0	25,984	166
池上 青少年の家	2017	374	280	0	0	654	0	31,370	21
	2018	396	285	0	0	680	0	27,707	25
	2019	398	253	0	0	651	0	23,210	28
森崎 青少年の家	2017	447	1,635	610	0	2,692	0	15,526	173
	2018	476	1,623	433	0	2,532	0	14,919	170
	2019	512	1,782	348	0	2,641	0	13,431	197
大津 青少年の家	2017	1,473	3,441	0	0	4,914	0	22,318	220
	2018	1,531	3,409	184	0	5,125	0	20,268	253
	2019	1,614	3,695	708	0	6,017	0	14,961	402
浦賀 青少年の家	2017	480	2,855	628	0	3,962	0	13,269	299
	2018	531	2,870	130	0	3,531	0	12,546	281
	2019	459	4,116	270	0	4,845	0	9,921	488
鴨居 青少年の家	2017	461	1,829	1,328	0	3,617	0	11,326	319
	2018	542	1,814	1,483	0	3,839	0	10,912	352
	2019	573	1,972	119	0	2,664	0	10,805	247
久里浜 青少年の家	2017	500	1,904	534	0	2,938	0	25,136	117
	2018	525	1,901	257	0	2,682	0	25,057	107
	2019	483	2,059	41	0	2,582	0	21,457	120
北下浦 青少年の家	2017	3,683	5,122	395	0	9,200	0	17,828	516
	2018	3,878	5,135	988	0	10,001	0	15,616	640
	2019	3,647	5,303	113	0	9,062	0	14,209	638
武山 青少年の家	2017	365	349	0	0	713	0	37,728	19
	2018	402	403	0	0	805	0	33,232	24
	2019	384	471	0	0	855	0	26,511	32

施設名称	年度	光熱水費 (千円)	委託料 (千円)	修繕料 (千円)	その他 (千円)	歳出 合計 (千円)	歳入 (千円)	利用者 (人)	利用者一人当 たり支出額 (円) (※1)
大楠 青少年の家	2017	449	1,846	680	(※2) 2,580	5,557	0	13,336	417
	2018	467	1,838	832	(※2) 2,580	5,717	0	13,076	437
	2019	522	1,996	640	(※2) 2,580	5,738	0	11,446	501
田浦青少年 自然の家	2017	863	635	113	291	1,903	288	2,450	659
	2018	886	627	126	0	1,639	344	2,896	447
	2019	904	853	201	0	1,958	355	2,650	605
合計	2017	20,311	46,650	9,648	4,273	80,883	1,898	339,363	233
	2018	21,184	47,694	10,710	3,495	83,080	1,881	314,768	258
	2019	20,801	52,284	12,284	3,498	88,863	1,722	269,069	324

(出典：2019年度「施設カルテ」を監査人が加工)

※1 利用者一人当たり支出額 = (歳出合計 - 歳入) ÷ 利用者

※2 大楠青少年の家の「その他」は土地の賃借料である。

青少年の家等の各施設について、光熱水費と委託料と修繕料にその他（賃借料）を加えた歳出合計の金額は上記表のように推移している。光熱水費・委託料についてはほぼ横ばいだが、修繕の有無によって、歳出合計が変動している。修繕料・工事請負費を除けば、施設に関する維持費用は每期ほぼ同額と見込まれることから、一人当たり支出額は、単純に利用者の数によって影響を受けることが推測される。

一人当たり支出額については、新型コロナウイルス感染症の影響により、2020年3月に青少年の家等を開館しなかったため、2019年度の金額が総じて高い。

施設別にみると、複合施設においては、団体利用ができず個人利用だけが可能な武山・池上青少年の家は、面積が小さく、建物全体での維持管理費を面積で按分するため、一人当たり支出額が20円～30円程度と低い。一方、団体利用可能な逸見・北下浦青少年の家は、面積が大きく、建物全体での維持管理費を面積で按分すると負担が大きくなり、一人当たり支出額が500円を超える年度もある。

単館施設については、利用者の数に左右されるが衣笠や久里浜青少年の家は、場所の利便性もあり、低コストで施設稼働できているものと考えられる。

こうした施設ごとのデータは、今後の施設マネジメントに係る廃止・統合等の優先順位を決めるためにも有用であることから、市は積極的な開示を実施されたい。

なお、監査対象の2020年度については、「施設カルテ」による横須賀市HPでの開示が、監査実施時点において行われていない。2019年度については、FM推進課から「施設カルテ」に関する情報の入力依頼が、2019年度決算確定前の7月中に届いたが、2020年度分については、2021年10月中旬の段階でも届いておらず、2019年度より開示が遅れる見込みである。これについては、意見10「施設カルテ」による情報公開までのスケジュールのルール化」を参照されたい。

IV 財産管理（固定資産管理）と保全計画

1 現場視察

青少年会館、衣笠青少年の家、大津青少年の家、田浦青少年自然の家の現場視察を実施した。新型コロナウイルス感染症の影響もあり、例年より利用者が少ないと想定されるが、下記のような印象を受けた。

- ▶ 青少年会館では「青少年」という名称が付されているが、訪問時には高齢の利用者の方が半数以上見受けられた。一方、衣笠青少年の家では、子どもが多く利用していた。場所や時間帯によって、利用者層が変わりそうな印象を受けた。
- ▶ 条例に「青少年に余暇活動の場と地域住民との交流の場を提供して、青少年の健全な育成を図るとともに、青少年を交えた地域住民の親ぼくを深めるため」とある。しかし、青少年間や団体利用者の中での交流は活発だが、青少年と地域住民の交流・親ぼくという点では、十分ではないと感じる。
- ▶ 青少年会館の職員が、経費節減のため、各施設の小さい修繕等も実施しているとのことであり、現場視察の際にも軽作業を行っていた。
- ▶ 衣笠青少年の家については、施設内に入ると、天井の若干の傾斜などから施設の老朽化を感じる。窓ガラスについても一部ひび割れがあった。
- ▶ 大津青少年の家については、新耐震基準に基づく建物であり、衣笠青少年の家と比較して新しく、老朽化の印象は感じなかった。
- ▶ 田浦青少年自然の家については、専用の駐車場がなく、民間の最寄りの駐車場や最寄りのバス停からでも25分程度の時間がかかるため、交通の便を考慮すると利用率を上げる取り組みは困難であると感じる。ただし「自然を感じる」という点においては、最適の施設である。施設自体については、管理棟もトイレも老朽化が進んでいる様子であった。

(図表 6IV-1-1) 衣笠青少年の家



(監査人が視察時に撮影)

(図表 6IV-1-2) 田浦青少年自然の家



(監査人が視察時に撮影)

2 青少年の家等の耐震性

改修を実施していない旧耐震基準の青少年の家については、「FM 戦略プラン」の中で全ての施設の廃止が明記されている。なお、詳細については、「V-1FM 戦略プランにおける青少年の家等の位置付け」で後述するが、これらの施設は、廃止の方向性は決まっているが、廃止までの期間については施設の継続利用が予定されているため、廃止までの間に大地震等の災害が起こった場合にはリスクがある。

延床面積が小さいなどの理由で耐震診断が義務付けられていない旧耐震の建物を利用する場合については、使用に関する制限がないので、現状所管課としては廃止までは継続的に施設を使用する方針とのことである。

3 青少年の家等の修繕の実実施計画・手続

青少年の家については、緊急性の高い少額の工事については、予算を確保し、修繕工事を行っている。

計画的に実施すべき大規模工事等については、他の公共施設同様に修繕すべき箇所等の情報を「公共施設保全計画」等に基づき FM 推進課と共有している。

ただし直ちに修繕工事を実施できるわけではなく、限られた予算の中で市全体の施設マネジメントを進めるため、FM 推進課は対象建物の主要 7 部位に対して、A～D の 4 段階で劣化度の評価を行い、その評価結果や改修からの経過年数、施設の重要度等を総合的に判断し、全庁的に優先順位を検討している状況である。

4 公共施設保全システムの所管課での利用

1年に1回 FM 推進課からの公共施設保全システムへの依頼文書に則して、公共

施設保全システムに維持管理費等の入力を行っている。具体的には、施設に係る維持管理費等（歳入、歳出における光熱水費・維持保全費・賃借料）とサービス情報（開館日数、利用者数、利用率）の入力を行い、これにより公共施設保全システムで「施設カルテ」が作成できるようになる。

また、「公共施設保全計画」において施設管理者による日常点検の実施が求められている。施設のライフサイクルコストを最小化するため、日常点検は年に 2 回（上半期・下半期）「公共施設点検マニュアル」に沿って実施し、その結果を公共施設保全システムに入力している。

なお、公共施設保全システム「PasCAL」について、全庁的な観点からより一層の利用推進を図ることが望ましいことを、意見 8「公共施設保全システムの利用の推進」に記載している。

意見 104 「公共施設保全システムの活用」

こども育成総務課では、部屋別に利用率を適切に把握しているが、その管理は Excel 上で行っている。一方、公共施設保全システム「PasCAL」には、部屋情報を登録する機能があり、部屋ごとに利用者数やコマ数・稼働率などを記録することができる。

公共施設保全システム「PasCAL」は、施設情報を一元化・共有することにより業務を効率化することを目的として導入されており、「PasCAL」への入力を行うことによって FM 推進課を初めとする他の部局においても稼働率等を適時に閲覧することが可能となる。

市全体としてデータを蓄積していくことによって、長期的にシステム導入の効果が得られることから、貸館機能を有する施設の所管課として「PasCAL」を積極的に利用することを検討されたい。

5 地方公会計と固定資産台帳

1 年に 1 回財務管理課からの依頼により固定資産台帳登録のためのデータの提供を行っているが、所管課としては現状固定資産台帳を利用していない。

V FM 戦略プランの策定及び進捗状況

1 FM 戦略プランにおける青少年の家等の位置付け

(1) 機能別の将来像

青少年の家等については、「FM 戦略プラン」の中で、設置場所・利用者エリア別に下記のように分類されている。

(図表 6V-1-1) 青少年の家の施設別エリア分類と主な機能

施設名	エリア別	主な機能
青少年会館	全市エリア施設 中エリア施設	貸室機能、ホール機能 居場所機能
各青少年の家	中エリア施設	貸室機能、居場所機能
田浦青少年自然の家	全市エリア施設	レクリエーション機能

(出典：「FM 戦略プラン」の内容を監査人が加工)

「FM 戦略プラン」では、これらの機能について、日常生活における場面との関連から以下の施設カテゴリーに分類している。

(図表 6V-1-2) 施設カテゴリーと公共施設の機能との関係

施設カテゴリー名称	公共施設の機能	該当施設
1. 子育ての場	・子育て支援（子育て相談、教育・保育、子どもの保健）	—
	・居場所（子どもの居場所）	青少年会館 各青少年の家
2. 教育の場	・学校教育等（小・中学校等） ・学校教育等（看護専門学校）	—
3. 保健・福祉の場	・医療 ・保健・福祉	—
4. 社会の場	・貸室（集会・イベント、会議・サークル、軽運動等）	青少年会館 各青少年の家
	・居場所	青少年会館 各青少年の家
5. 暮らしの場	・住宅、駐輪場、火葬場、墓地	—
6. 文化・学びの場	・ホール	青少年会館
	・貸室（文化芸術活動、音楽活動、図書閲覧・貸出等）	青少年会館
	・生涯学習、美術館、博物館等、図書館	—
7. スポーツの場	・スポーツ （屋内外運動施設、屋内外プール等）	—
8. 憩いの場	・レクリエーション（遊び、憩い、キャンプ、物販、ハイキングコース休憩施設等）	田浦青少年自然の家

施設カテゴリー名称	公共施設の機能	該当施設
9. 行政機能	・行政 (行政窓口、消防、教育研究・研修等、相談窓口)	—

(出典：「FM 戦略プラン」の内容を監査人が加工)

① 「子育ての場」としての居場所機能の将来像について

青少年の家の居場所機能については、「子育ての場」としての放課後児童の居場所機能と「社会の場」としての誰もが気軽に利用できるスペースとしての居場所機能がある。

前者の「子育ての場」としての居場所機能として、青少年会館及び青少年の家は、登録を行った留守家庭児童を対象に、学校からの帰りに直接施設を利用できる「ランドセル置場」事業を実施している。

この機能の方向性としては、FM 戦略プランの中で「放課後児童の居場所機能については、現在策定中の「(仮称)横須賀市放課後児童対策事業計画」に基づき、充実を図ります。」とされている。

2019年9月策定済みの「横須賀市放課後児童対策事業計画」においては、次のように青少年の家に関する記載がある。

○横須賀市放課後児童対策事業計画

③青少年の家

青少年の家は、15施設のうち8施設について老朽化が進んでいます。

今後、青少年の家が担ってきた役割については、放課後児童クラブと放課後子ども教室を拡充していくことで、対応していきます。

また、学校やコミュニティセンター等、地域の核となる施設へ機能を移転していくことを併せて検討していきながら、青少年の家は縮小していきます。

このように、青少年会館及び青少年の家における「子育ての場」としての居場所機能は、学校やコミュニティセンターに機能移転されていく将来像が策定されている。

② 「社会の場」としての貸室・居場所機能の将来像について

「FM 戦略プラン」では、「中エリア施設では、地域の拠点として学校やコミュニティセンター等を活用することで、より地域に近い配置とし、コミュニティ機能の集約を進めます。」としている。

この結果、「FM 戦略プラン」では、全市エリア施設の青少年会館は存続させるが、中エリア施設である各青少年の家については、機能集約に伴い動きがあることを示唆している。

③ 「文化・学びの場」としての貸室機能の将来像について

「FM 戦略プラン」では、

- ・文化・学びの場の機能は将来に渡り維持します。
- ・多くの市民が音楽やアート等の文化を楽しめるように施設を維持します。
- ・空きスペースの有効活用や多用途に使えるスペースを設けることなどにより、機能の充実を図ります。
- ・効率的な施設運営のため、民間事業者のノウハウを活用するなど、様々な管理手法を検討します。

としており、直接的には機能の集約や移転に関する方針は述べられていない。

④ 「憩いの場」としての機能の将来像について

「FM 戦略プラン」では、「重複するキャンプ機能は、利用状況を踏まえ、集約・統合を検討します。」としており、ソレイユの丘がキャンプ機能を有しているため、田浦青少年自然の家についても機能集約の可能性のあることを示唆している。

(2) 実施する具体的な取り組み

FM 戦略プランにおいては、同プランの方針を早期に発揮させるための取り組みとして前述のとおり、下記の①～⑩を定めている。

- ① 地域コミュニティの拠点づくり
- ② 老朽化施設に対する安全確保の取り組み
- ③ 施設の集約・複合化に向けた取り組み
- ④ 民間との協働による取り組みの推進
- ⑤ 適正な施設保全の推進
- ⑥ 小・中学校の適正規模・適正配置の取り組み
- ⑦ 施設使用料等の見直し
- ⑧ 維持管理費縮減の取り組み
- ⑨ 利用率向上のための取り組み
- ⑩ 未利用施設の速やかな資産活用

①～⑥は、施設の更新・再編を伴う取り組みとなる。

これらの取り組みの中の①と②において、青少年の家に関する具体的な記載が行われている。

○FM 戦略プラン

① 地域コミュニティの拠点づくり

多様な世代の地域住民が、集い、交流できる「居場所機能（個人が予約なしで自由に訪れることができるスペース等）」を、当該地域の拠点となっている施設に設けることについて検討します。

◆取組み内容

以下の施設が持つ主な機能である「居場所機能」を、学校やコミュニティセンターなど、各施設が位置している地域の核となる施設へ移転し、地域コミュニティの活性化につながる拠点にします。

特に学校での拠点づくりについては、学校の適正規模・適正配置の検討と連携して進めます。

- ・ 青少年の家
- ・ 老人福祉センター・老人憩いの家

(太字下線については、監査人が加工)

② 老朽化施設に対する安全確保の取組み

旧耐震基準で整備された施設を中心に、安全確保に向けた対応を図ります。

◆取組み内容

ア 上記①の取組みにより居場所機能を移転した後、旧耐震基準の時代（昭和56年以前）に整備された以下の建物は、順次廃止します。

- ・ 青少年の家 8施設（追浜、本公郷、衣笠、森崎、浦賀、鴨居、久里浜、大楠）
- ・ 老人福祉センター 2施設（船越、秋谷）

(太字下線については、監査人が加工)

①の「地域コミュニティの拠点づくり」に関しては、「居場所機能」つまり青少年の家の有するランドセル置場としての役割や、個人が利用できる機能を、地域コミュニティの拠点となる他の施設に移転することを示している。

②の「老朽化施設に対する安全確保の取組み」の中で、青少年の家の8施設については、順次の廃止が明言されている。

青少年の家等の各施設のうち、1981年5月31日までに建設された9施設の建物については、旧耐震基準¹⁷によっている。

青少年会館については、耐震工事を実施し改修済である。一方、青少年の家の各施設は、耐震診断が義務付けられている大規模建築物には該当しないため、旧耐震

¹⁷ 旧耐震基準では、中規模地震（震度5強程度）に対し建築物にほとんど損傷を生じさせないことを確認する設計手法であったのに対して、改正後の新耐震基準は、大規模地震（震度6強程度）に対し建築物に人命に危害を及ぼすような倒壊等の被害を生じさせないことを目標とする耐震設計手法となっている。

基準の青少年の家 8 施設については、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）」に基づいた耐震診断が実施されていないのが現状である。これらの施設は廃止の方針である。

(図表 6V-1-3) 青少年の家の耐震基準と「FM 戦略プラン」の取組方針

施設名称	建築年 (年)	耐震基準	複合施設か 単館施設か	FM 戦略プランの取組方針
青少年会館	1970	旧耐震改修済	単館	継続
追浜青少年の家	1970	<u>旧耐震基準</u>	単館	<u>廃止</u>
逸見青少年の家	2000	新耐震基準	複合	継続
坂本青少年の家	1994	新耐震基準	単館	継続
本公郷青少の家	1973	<u>旧耐震基準</u>	複合	<u>廃止</u>
衣笠青少年の家	1980	<u>旧耐震基準</u>	単館	<u>廃止</u>
池上青少年の家	2004	新耐震基準	複合	継続
森崎青少年の家	1975	<u>旧耐震基準</u>	単館	<u>廃止</u>
大津青少年の家	1995	新耐震基準	単館	継続
浦賀青少年の家	1974	<u>旧耐震基準</u>	単館	<u>廃止</u>
鴨居青少年の家	1976	<u>旧耐震基準</u>	単館	<u>廃止</u>
久里浜青少年家	1971	<u>旧耐震基準</u>	単館	<u>廃止</u>
北下浦青少年の家	1998	新耐震基準	複合	継続
武山青少年の家	2001	新耐震基準	複合	継続
大楠青少年の家	1972	<u>旧耐震基準</u>	単館	<u>廃止</u>
田浦青少年自然の家	1986	新耐震基準	単館	廃止

(出典：こども育成総務課の作成資料を監査人が加工)

意見 105 「旧耐震基準の建物であることの周知」

廃止の方向性が明示されている旧耐震基準の青少年の家について、市は廃止時期まで施設を使用する予定である。FM 戦略プランにおいて、旧耐震基準であることを施設の廃止理由に位置付けていることから、廃止の対象建物が旧耐震基準であることを利用者に周知することは、重要であると考えられる。

したがって、利用者の利用判断に資するよう、廃止の方向性が明示されている旧耐震基準の青少年の家については、旧耐震基準の建物であることを周知できるよう、建物入り口にその旨掲示するなどの対応を図ることが望ましい。

2 青少年の家等の施設マネジメントの最新の状況

FM 推進プランを踏まえた青少年の家の施設マネジメントの最新の状況については、以下のとおりである。

① 2021年6月定例議会

教育福祉常任委員会¹⁸説明資料（2021年6月7日）には次のとおり記載されている。

○教育福祉常任委員会説明資料（2021年6月7日）

（1）本公郷青少年の家の廃止

本公郷青少年の家は、FM 戦略プランの計画期間中に廃止することとなっていますが、老朽化が著しく今後も適正に維持管理していくには多額の費用が必要となります。また、現在、建替事業が進められている本公郷改良アパートA棟地区内にある店舗部分と青少年の家の建物が一体化して建設されていることから、A棟と併せて解体するため、令和3年度末で廃止します。

（2）田浦青少年自然の家の廃止

FM 戦略プランにおいては、重複するキャンプ機能の集約・統合の検討が示されています。田浦青少年自然の家は利用者が少なく、運営費等の支出が使用料収入と比べて過大になっており、また、施設の経年劣化が進み大規模改修を検討する時期も近くなっていることから、令和4年度末で廃止します。

これに基づき、議案第70号「青少年の家条例中改正について」が、6月18日の本会議で賛成多数によって可決された。その結果、本公郷青少年の家の廃止と田浦青少年自然の家の廃止が決定した。

② 2021年9月定例議会

9月6日の総務常任委員会において、「FM 戦略プランに基づく今後の施設再編（案）について」が報告されている。

青少年の家については、次のとおり FM 推進プランで廃止を明言した8施設のうち、6月定例議会で2021年度末での廃止が決まった本公郷青少年の家以外の7施設の廃止時期が明記されている。

¹⁸市議会の最終的な決定(議決)は、本会議で行われるが、効率的・専門的な審議をするために、常任委員会が設けられている。教育福祉常任委員会は、定数10名で構成され、社会福祉及び保健衛生に関する事項、子どもに関する事項、教育に関する事項について、議案、請願や陳情の審査を行う。

(図表 6V-2-1) 青少年の家の今後の廃止時期等の説明

③青少年の家：7施設		
施設名	時期	具体的対応
追浜	令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> ・老朽化が進んでいるため、廃止します。 ・放課後こども教室を近隣校に設置し、青少年の家が持つ放課後児童の居場所機能を確保します。 ・森崎青少年の家の廃止時期は、隣接の森崎保育園と合わせることにします。
衣笠		
浦賀		
鴨居		
久里浜		
大楠	令和7年度	
森崎		

(出典：総務常任委員会説明資料)

①・②に記載のとおり、「FM 戦略プラン」で明記されていた 8 つの青少年の家のうち、本公郷青少年の家の廃止が決定し、その他の青少年の家については廃止の時期の方向性が示されている。また、田浦青少年自然の家の廃止が決定している。

意見 106 「適時のホームページでの情報開示」

2021年6月定例議会において、2021年度末に本公郷青少年の家を廃止し、2022年度末に田浦青少年自然の家を廃止することが決議され、横須賀市議会審議結果として公表されている。しかし、田浦青少年自然の家の廃止については、監査実施時点で所管課のホームページ上での周知は行われていなかった。

市民への周知のためには、田浦青少年自然の家の廃止について所管課のホームページに適時に掲載する必要がある。また、今後青少年の家の廃止が本会議で決議された場合には、所管課のホームページにおいても、適時に情報開示することを検討されたい。

また、多くの利用者は、指定管理者が運営している田浦青少年自然の家のホームページを閲覧することが予測されるため、所管課としては指定管理者に廃止について適時に周知を行うよう指導すべきである。すでに本会議で決議されて廃止が決定した以上、関係者のためにも適時にホームページ上で周知することが、情報提供として適切であると考えられる。

意見 107 「施設廃止プロセスに関するノウハウの蓄積及び全市的な共有」

こども育成総務課は、青少年の施設廃止を通じて、施設廃止所管課としてのノウハウが蓄積されることから、このノウハウを全市的に活用するために FM 推進課と

十分な連携を図ることが必要と考える。

例えば、施設廃止の実施プロセスを所管課視点から記録すること、よりよい廃止プロセスを検討すること、住民説明会の時期や開催頻度・出席者の概要、住民説明会の際に使用する説明資料やデータがどういったものかなど、こうした様々なノウハウを蓄積し、FM推進課を通じて全市的に活用することが期待される。

意見 108 「青少年会館の運営に関する目標設定」

こども育成総務課は、2021年度から、青少年施設費と青少年対策費の事業費ごとに「KGI」¹⁹、「KPI」²⁰を定め、施設の稼働率等に関する指標を目標値として定めている。

(図表 6V-2-2) 青少年の家の事業費ごとの KGI と KPI

事業費目	KGI	KPI
青少年施設費	青少年会館利用延べ人数 49,062 人	青少年会館団体利用稼働率 49.5%
青少年対策費	ランドセル置場利用延べ人数 (15 施設) 10,020 人	ランドセル置場開設 1 日平均 利用人数 (15 施設) 49.6 人

(出典：こども育成総務課歳出予算見積書を監査人が加工)

青少年の家条例第 1 条に記載のとおり、青少年の家は「青少年に余暇活動の場と地域住民との交流の場を提供して、青少年の健全な育成を図るとともに、青少年を交えた地域住民の親ぼくを深めるため」の施設である。施設マネジメントの観点では、将来的に青少年が減少し、青少年の家のあり方そのものについて検討する必要があると考えるが、現時点においては存続する予定の 7 つの施設で青少年の利用数の増加を図る必要がある。

したがって、KPI の設定については団体利用の稼働率とは別に、青少年の家条例に則して、青少年と地域の交流・親ぼくを図るイベントの開催数など、青少年にフォーカスした指標を設定し、個人利用が増えるような施策を実行することが望まれる。

3 FM 戦略プランとこれからの青少年の家

(1) FM 戦略プラン推進上の課題と現状

前述のとおり FM 戦略プランにおいて、安全確保の観点から、旧耐震基準である

¹⁹ Key Goal Indicator の略。経営目標達成指標を意味し、目標を定量的に示した指標である。通常各 KPI が達成されると、KGI も目標到達となる。

²⁰ Key Performance Indicator の略。重要業績評価指標を意味し、目標に到達するために実行すべきプロセスを評価するための基準となる指標のこと。

追浜、本公郷、衣笠、森崎、浦賀、鴨居、久里浜、大楠の 8 つの青少年の家の廃止が記載されている。また、FM 戦略プランの中で、重複する機能の集約・統合を掲げており、田浦青少年自然の家についても、キャンプ機能を有するソレイユの丘等の他施設があることや、利用率が低いことなどを理由として廃止が決定している。

施設マネジメントを実行するためには、まちなぎわいや活力が維持・増進するか、地域コミュニティが活性化するか、将来も安心して暮らせるまちとなるか、の視点に留意して施設の最適化を図る必要があることから、ただ施設を廃止するのではなく、既存施設の機能の確保が課題となる。例えば、各青少年の家が有する子どもの居場所機能として「ランドセル置場」があり、施設廃止後においても放課後保護者がいない児童の居場所を確保しなければならない。

すでに 2021 年度末までの廃止予定が決まっている本公郷青少年の家については、「ランドセル置場」機能の代わりに、「横須賀市放課後児童対策事業計画」に従って、公郷小学校で 2021 年 10 月から放課後子ども教室が開設され、子どもの居場所機能が確保されている。これにより、子どもの居場所機能を確保したまま施設廃止が可能となっている。

その他 7 つの青少年の家についても、2021 年 9 月の定例議会において廃止時期が明確にされたことから、本公郷青少年の家同様に関係部署と十分に連携を図り、機能移転を果たしつつ、施設廃止を計画通りに進めることが必要である。

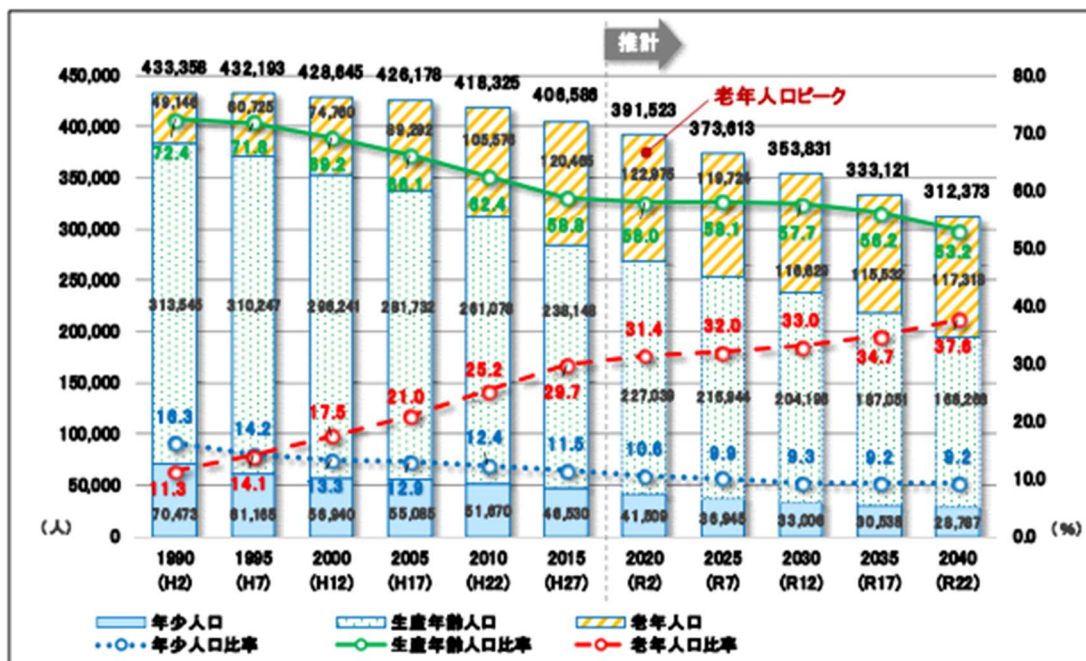
現在のところ、青少年の家の廃止に関するマネジメントは、ランドセル置場機能の移転を図りながら計画通りに実行されており、こども育成総務課は所管課としての役割を果たしていると考えられる。

(2) 青少年の家等の将来について

青少年の家等は、旧耐震の 8 つの単館施設に加え、田浦青少年自然の家の廃止が決まっている。この結果、存続予定の施設は、青少年会館、逸見青少年の家、坂本青少年の家、池上青少年の家、大津青少年の家、北下浦青少年の家、武山青少年の家の 7 つの施設である。

青少年の家は条例において、「青少年に余暇活動の場と地域住民との交流の場を提供して、青少年の健全な育成を図るとともに、青少年を交えた地域住民の親ぼくを深めるための施設」としての役割があるが、今後市では人口の減少が見込まれており、青少年の数自体も減少することが確実である。また、少子化の進展による年少人口比率も減少の見込みである。

(図表 6V-3-1) 市の人口推移 (年齢 3 区分人口の推移)



(出典：FM 戦略プラン)

このように、今後も青少年の数の減少が見込まれ、また人口に占める青少年の構成比も低下していくであろう状況においては、青少年を主眼においた青少年の家の役割自体を見直す必要があると考えられる。

実際に（図表 6I-1-9）青少年会館及び青少年の家の利用区分別・年代別の構成比では、人口減の影響もあって利用者数が減少しており、その中で成人の利用割合が増え、青少年の利用割合が減少しているため、従来と同程度のコストをかけて青少年のための施設を継続することが適切ではない

また、存続予定の青少年会館と 6 つの各青少年の家に共通の機能は、「子育ての場」としての居場所機能（ランドセル置場）と「社会の場」としての貸室・居場所機能がある。

「子育ての場」としてのランドセル置場については、「横須賀市放課後児童対策事業計画」に記載のとおり将来的に放課後児童クラブと放課後子ども教室の拡充により、機能移転が見込まれている。この場合、残った機能は「社会の場」としての貸室・居場所機能であるが、これらは中エリアにおいて貸室機能を有する施設が複数あるため、代替可能性が高い。

青少年会館には「文化・学びの場」としてのホール・貸室機能があるが、これも全市エリアで複数の施設があるため、将来的に機能移転・集約することが可能であると見込まれる。

このように、存続する施設の各機能については、代替的施設への機能移転等により青少年の家としての利用でなくても機能を維持できる可能性が高い。

意見 109 「青少年の家等の将来の方向性の検討」

青少年の家等を団体利用する成人割合が増加している現状や、今後青少年の数と割合が減少することが明らかな状況を考慮すると、青少年をメインとした年代別施設としての役割は、終わりに近づいている。

したがって、将来的な財源の減少が予測される中、効果的・効率的な施設マネジメントを実現するには、年代別よりも地域コミュニティの視点が重要であり、青少年の家の廃止に向けた検討を行う必要がある。

具体的には、存続する予定の 6 つの各青少年の家について、青少年の家条例に基づく「青少年の家」として利用するのではなく、今後 FM 推進課や関連する部署と連携を図り、適切な機能移転等を果たした上で、コミュニティセンター条例に基づく「コミュニティセンター」への転用や、一部施設の廃止を検討するなど、更新コストや維持管理コストの削減のために青少年の家の廃止を念頭として、施設マネジメントに取り組むことが望まれる。

また、青少年会館についても他の青少年の家同様の検討が必要であるが、同施設は 1999 年に市が神奈川県から譲り受けた建物であり、底地を神奈川県が所有しているという経緯も踏まえると、市の独断による施設の転用や廃止は適切ではないため、神奈川県との交渉を行ったうえで、転用等の方向性を検討する必要がある。

第7 まとめ

I はじめに

本報告では、「公共施設マネジメント」を監査テーマとし、全庁的な取り組みとしての「横須賀市 FM 戦略プラン」を中心とした計画の策定と進捗状況を、また対象事業として3事業（市営住宅、コミュニティセンター、青少年の家）を取り上げそれぞれの取り組みを対象として監査を行った。前者はアップストリーム（計画）からのアプローチであり、後者は事業レベルでのダウンストリームからのアプローチである。また、対象とした3事業は、それぞれの事業特性から異なる課題や方向性が明らかになると共に、共通する課題も判明した。

本文第2で整理したように、全体として34個の指摘と109個の意見を報告した。以下、「II 報告のまとめ」においては、それぞれの対象領域ごとに総括的な説明を行った。本文では前提となる情報や説明を多く含み長くなっているため、端的に本文の趣旨を汲んでいただくのに役立つのであれば幸いである。

II 報告のまとめ

1 公共施設マネジメントへの全庁的な取り組み（第3）

市の保有する建物系の公共施設のうち建築後30年以上経過しているものは、2016年度末では約70%となり、その老朽化が進行している。2017年度に「公共施設マネジメント戦略会議」を設置し、「横須賀市のファシリティマネジメントの推進方針」を策定すると共に、「FM戦略プラン」（2019年7月）及び「公共施設保全計画」（2020年3月）の2つの計画を策定している。また、2017年3月に公表された「横須賀市公共施設等総合管理計画」等を作成した財政部資産経営課施設適正配置係の機能を引き継ぎ、2018年度にFM推進課（現財務部）を設置し、老朽化が進む横須賀市の公共施設等のマネジメント（ファシリティマネジメント：以下「FM」）に特化した取り組みを行っている。

公共施設の老朽化は多くの自治体共通の課題であり、FMを冠した戦略計画と組織を立上げ、且つマネジメントの主眼たる資源配分（予算配分）を担う財務部門に設置した組織を推進役としており、その取り組みは期待される場所である。

しかしながら下記の点において今後の課題を残していると考えられる。

施設面積で大きな比重を占める学校施設（4割強）、市営住宅（2割強）等については、戦略計画策定前に策定された個別計画が存在することから、建物系全体として一体化した体系になっておらず、今後の計画見直しによって環境変化を反映した数値目標の整合化を図って頂きたい。

公共施設保全システムを導入・運用している。FMの手法に基づく施設（建物）別の一元的なデータ管理を行うと共に、「施設カルテ」の情報公開を担うツールで

ある。他の自治体でも利用されている有用なツールであるが、その利用範囲や利用方法に関して今後の改善が期待される。また、FM の重要な基礎データとなる地方公会計（特に固定資産台帳）の活用についても課題を残している。いずれもデータ数値に基づくマネジメント（行政経営）を行うツールであるが、事務負担の増加として捉えられがちであり、その目的や効用の理解が必要であり、今後の工夫を期待したい。

公共施設の縮減には市民の理解が不可欠であり、データに基づき判り易い情報開示が肝要となる。市の計画の全体像の判り易さや、施設カルテに行政コストを付加した活用等、説明責任を伴った今後の更なる改善を期待したい。

2 市営住宅事業における公共施設マネジメント（第4）

横須賀市は軍港都市であったというその歴史的経緯（軍用地の転用）や、後背丘陵地の開発余地といった地理的条件から、市営住宅あるいは県営住宅を含めた公営住宅の世帯比率が神奈川県内でトップクラスに高い。公営住宅は高度成長期以降の人口増加に対応した住宅供給（量の拡大）を実現すべく、建設費には国の財政補助（概ね 50%）が措置され、自治体が供給責任を担う事業であるが、本格的な少子高齢化、人口減少社会の到来を踏まえ、国は 2006 年に住生活基本法を制定し、量から質への政策転換を図ってきている。横須賀市は 1990 年頃に人口ピークを迎え、その後人口減少が続いているが、単身世帯の増加等から世帯数は増加を続けており、高齢者福祉施策の意味合いが高くなっている。市の財政が厳しくなっていることも踏まえ、環境変化を受けた目標供給量の考え方の再検討が必要である。本年度に意見募集（パブリックコメント）が行われた「横須賀市市営住宅長寿命化計画について」（改定案）には、2040 年度までの一定の管理戸数の縮減が織り込まれている。

今回の監査では現場目線を重視し、全ての市営住宅を視察した。その結果、多数の指摘と意見を報告した。個々の事項は小さな事象であるが、住民自治を担う自治会構成員の高齢化等による機能低下、指定管理者の管理の目線等、いくつかの課題が発見された。

市営住宅は入居する市民の生活の場であり、安全性の確保のための維持保全や、一定の入居を確保した上での更新投資は、限られた財政環境では多くの困難性を伴う。長寿命化計画では予防保全型への転換がうたわれているが、緊急度の高い維持保全に終始している実態と思われた。長期的な視点で優先度を付した計画的な取り組みと、その説明責任が肝要である。

横須賀市には約 4,800 戸の市営住宅のほかに、約 4,000 戸の県営住宅が運営されているが、市と県との連携は希薄である。積極的に連携し、所謂二重行政の弊害の除去と、より大きな視野での柔軟な運営展開が期待される。

3 コミュニティセンター事業における公共施設マネジメント（第5）

横須賀市では、従来「公民館」と「地域自治活動センター」として別々に運営してきた施設を2008年にコミュニティセンターとして一元化し、現在22の施設が運営されている。コミュニティセンターは市民の自主活動の場であると共に各種の社会教育事業が行われ、その他の市主催の各種事業、投票所など様々な事業の実施場所となっている。加えて、風水害避難所、地域医療救護所などに指定され、災害時の拠点となる役割も担っている。

市民の自主活動の場としては、市に在住又は在勤・在学の団体利用に限定されており、現状個人利用は出来ない。いくつかの現場を視察したが、比較的広い運動利用目的の部屋は利用率が高いがそれ以外の部屋の利用率は総じて低い傾向にある。部屋別の利用率の管理を通じ、部屋の改装、利用方法の見直しや個人利用の拡充等により、全体の利用率向上の工夫が期待される。

「地域コミュニティのあるまち」を掲げる市の施策において、コミュニティセンターはまさに地域コミュニティの場としての中核を担い、FM 戦略プランにおいても廃止予定の青少年の家や老人福祉センターの受け皿となる事が予定されている。維持存続される公共施設として、多機能、多目的な利用の促進を図ると共に、行政サービスコストを算定し、例えば「利用者一人当たりの行政コスト」を算定・情報開示し、継続的な施設マネジメントを実践頂きたい。「利用者一人当たり行政コスト」を下げるためには、利用者を増やす工夫とコストを下げる努力の双方が必要である。また、行政サービスの水準を判断するために、地方公会計（固定資産台帳）の活用や「施設カルテ」を通じた、内部的な検討と共に市民への情報開示が重要と思われる。

4 青少年の家事業における公共施設マネジメント（第6）

青少年の家は、青少年に余暇活動の場と地域住民との交流の場を提供する目的で市条例に定めた施設であり、現在16の施設が運営されている。少子高齢化に伴い、世代別の施設としての使命は終えており、FM 戦略プランにおいても廃止の方向性が示されている。青少年の家の有する居場所機能である、ランドセル置き場の役割や、個人利用機能をコミュニティセンター等の他の拠点にスムーズに移転させることが肝要である。

その中で、青少年会館はホール・貸室もありコミュニティセンターと同様の機能を果たしている。過去に県から譲り受けた経緯があり（土地は無償使用）、県との連携の上、コミュニティセンターとしての運営等、有効活用を図られたい。

Ⅲ おわりに

1 ファシリティマネジメントの難しさと可能性

今回の監査対象は FM 戦略プランの対象となっている建物系の公共施設マネジメントであり、このほかに道路、港湾、河川等のインフラ系の公共施設といった長寿命化においては同様の課題を抱えている領域がある。両者の共通点は一度建設すると非常に長期の利用に供されるため、建設時には環境変化を見通せない点である。また、維持保全、解体撤去、更新に多額の予算を必要とする点である。

一方で異なる点は、転用の可能性と利用度の測定の容易さがある。

建物は利用目的に応じた転用や多機能化が可能であり、売却といった手段も見込まれる。また、市民による利用度の測定は容易であり、行政サービスの水準やどこまでの行政コストを許容するかを利用者たる市民と共有し政策を遂行させることができる。それらの意味で、前例踏襲やプロラタでの縮減だけでなく、柔軟な発想と市長のリーダーシップの下、全庁を挙げた危機感とスピード感を持った取り組み、即ち行政マネジメントが期待される所以である。

2 3年間を振り返って

3年間の包括外部監査人としての職責を全うするに当たって、以下を記しておきたい。

まずは、関係した市の職員の皆様の真摯な職務への取り組み姿勢と、後半2年は新型コロナウイルス感染症流行下にあっても全面的に監査に協力いただいたことに、敬意と感謝を申し上げたい。

殆どの自治体は人口減少と財政環境の悪化という課題に直面している。加えて、新型コロナウイルス感染症対応という大きな負担も加わり、課題克服は容易ではない。私自身は横須賀市民ではないが、横須賀という地域に関心をもって包括外部監査人を引受けさせて頂いた。3年間関わる中で、その歴史や地理的条件等を深く知ることになって、そのポテンシャルへの期待は高まった。最近の国家安全保障問題への関心の高まりの中、基地の町としての意義は再評価されるべきであり、その自然環境や風土に根ざした「横須賀再興プラン」の実現を期待すると共に、一連の報告書がその一助となれば幸甚である。